

6月20日（第1日）

6月20日(火)第1日 午前10時00分開議

出席議員

1番	宮下成美	2番	笥本語
3番	上本雄一郎	4番	平本美幸
5番	美濃英俊	6番	古居俊彦
7番	長坂実子	8番	岡野数正
9番	平川博之	10番	酒永光志
11番	沖也寸志	12番	沖元大洋
13番	上松英邦	14番	浜西金満
15番	山本一也	16番	吉野伸康

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	明岳周作	副市長	土手三生
教育長	岡田學	総務部長	奥田修三
企画部長	畑河内真	危機管理監	佐野数博
市民生活部長	江郷壱行	福祉保健部長	仁城靖雄
産業部長	高橋龍二	土木建築部長	西川貴則
教育部長	山井法男	消防長	丸石正男

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	矢野圭一
議会事務局次長	長原範幸

議事日程

日程第1	諸般の報告
日程第2	会議録署名議員の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	一般質問

開会（開議） 午前10時00分

○議長（吉野伸康君） 改めまして、おはようございます。

議員、また、執行部の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、本日は御苦勞さまでございます。

傍聴席の皆様には、早朝より傍聴にお越しいただきまして、誠にありがとうございます。また、本定例会をインターネット配信で御覧いただいております皆様にも厚くお礼を申し上げます。

さて、先月5月29日に気象庁は、中国地方の梅雨入りを発表いたしました。先月には、東海地方を中心に多大なる被害が起きております。これからの季節は、ゲリラ豪雨、台風などの季節でございます。過去の教訓を生かして皆さんで協力して、被害のないように努力していただきたいと、このようにお願いをいたします。それではよろしく願います。

ただいまから令和5年第3回江田島市議会定例会を開きます。

ただいまの出席議員数は16名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 諸般の報告

○議長（吉野伸康君） 日程第1、諸般の報告を行います。

明岳市長から報告事項がありますので、これを許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 失礼いたします。皆様おはようございます。

本日ここに議員各位の御参集をお願い申し上げ、令和5年第3回江田島市議会を開会するに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、平素から市政運営に対し、格別の御理解と御協力をいただき、深く感謝申し上げます。また、市民の皆様には早朝から定例会の傍聴にお越しをいただき、心から御礼を申し上げます。ありがとうございます。

梅雨空の中、木々の緑の深みも増して、すっかり夏めいた季節を迎えました。毎年この時期になると、5年前の平成30年7月に発生しました西日本豪雨災害を思い起こします。本市では、7月6日の夕刻から集中豪雨に見舞われ、市内全域で大規模な土砂災害や浸水被害が発生し、道路の寸断による流通機能の喪失や長期にわたる断水など、私たちの生活に甚大な影響を及ぼしました。市民の皆様におかれましては、いま一度、この経験を踏まえ、自然災害の脅威に対する、より一層の防災意識と、大雨災害への備えをお願いしたいと思っております。

さて、先月5月19日から開催されましたG7広島サミットは、無事に3日間の日程を終え閉幕されました。被爆地広島から岸田首相の核廃絶に向けた強い思いが世界に発信されました。核保有国を含む各国のリーダーとともに、平和記念公園で原爆死没者慰

霊碑に献花し、平和への願いをささげた映像は、歴史的な場面として語り継がれると感じております。

さらに、大きなサプライズとなりましたのが、ウクライナのゼレンスキー大統領の電撃的な訪日であります。戦争の当事者国である大統領が、直接広島サミットに参加され、各国のリーダーにウクライナの実情を訴えたことは、平和都市広島から世界に向けた強力なメッセージの発信となり、大変、意義深い出来事であったと思われました。

一方、この国際的なイベントが開催された中で、我が国を訪れていただいた皆様に対する広島流のおもてなしが繰り広げられました。初日となる19日には、各国の首脳が世界遺産厳島神社を見学され、夕刻に開催された宮島でのワーキングディナーでは、本市能美町の「マルサ・やながわ水産」様のカキが振る舞われ、全国有数の産地である江田島産のカキを堪能していただきました。

また同じく、初日に各国のファーストレディーによるランチでは、本市のブランド野菜、幻のトマト、キングトマトをゴマ豆腐に添えて提供されました。日本のおもてなしとして、本市が誇る島の恵みを採用していただけたのは、大変名誉なことであり、生産者の皆様にとっても大きな励みと喜びとなったことと思います。

また、歓迎レセプション会場となった広島コンベンションホールにおいては、安田女子大学の生徒が、本市能美町の津島織物製造株式会社様の紙布を使って制作した折り鶴やタペストリー、スリーブなどを展示して、伝統工芸のすばらしさを伝えました。御承知のとおり、津島織物様は、紙を綿密に折り合わせて布製品にする技術を持つ、全国で2か所しか残っていない貴重な紙布の製造工場となっております。この展示品を見られたホテルグランヴィア広島様からは、ぜひ、この折り鶴をホテルのオブジェとして飾らせていただきたいとの申し出があり、今後、広島を訪れる多くの方に御覧いただけるものと思います。

また、江田島市内に目を向けてみますと、沖美町の入鹿多目的公園には、大柿産業様が所有しますアーティスト久保寛子さんの作品「BLUE DOG」が設置され、訪れる方を楽しませてくれました。海を眺める巨大アートと合わせて、G7カウントダウンボードも設置され、市民も一緒にG7広島サミットを盛り上げていこうと、そういう動きもございました。さらに、宿泊施設、江田島荘では、ドイツのシュルツ首相を支える随行団の皆さんが宿泊され、本市のイノシシ肉やかんきつ、地ビールなどを楽しんでいただきました。

こうした取組を振り返ってみますと、このたびのG7広島サミットは、本市を含むオール広島でつくり上げられたすばらしい成果を収めることができたと感じております。

コロナの緩和によりインバウンドを含む観光需要も回復基調にあり、とりわけサミット開催地となった広島への注目も高まっております。

こうした中、本市におきましては、観光行政の一層の充実を図るため、地域活性化起業人制度を活用して中野さんを、また、地域おこし協力隊制度を活用して、竹林さんを観光事業総合プランナーとしてお迎えし、江田島市観光協会の運営体制の強化を図ったところがございます。サミットで取り上げていただいた物のみならず、本市には様々な特産品や体験、それを支える人材という宝がたくさんございます。この機を捉え、更に

多くのお客様に、江田島市の魅力を感じていただけるよう、江田島市観光協会、商工会などの団体や事業者の皆様と一緒に盛上げていきたい、このように思っております。どうぞ皆様の御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、本定例会では、法改正に伴う条例の一部改正や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業に係る補正予算など、重要案件につきまして、御審議をお願いすることといたしております。これら各案件につきましては、後ほど御説明を申し上げます。何とぞ十分な御審議をいただき、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

このほか、5月臨時会以後の市政の主な事柄につきましては、報告書のとおりでございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、市長の報告を終わります。

次に、議長報告を行います。

地方自治法第199条第9項及び第10項の規定による定期監査や行政監査の結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定による、令和5年1月分から令和5年4月分までに係る例月現金出納検査に対する監査の結果について、及び財政援助団体等に対する監査の結果についてが、お手元にお配りしたとおり提出されておりますので、御覧いただくようお願いいたします。

なお、朗読は省略いたします。

以上で、議長報告を終わります。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（吉野伸康君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において7番 長坂実子議員、8番 岡野数正議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（吉野伸康君） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から6月27日までの8日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は8日間と決定いたしました。

日程第4 一般質問

○議長（吉野伸康君） 日程第4、一般質問を行います。

一般質問の順番は通告書の順に行います。

最初の質問、答弁は登壇し、通告項目について質問、答弁を行う総括質問方式、再質問から質問、答弁は自席で行う一問一答方式となっていますのでよろしくお願いいたします。

また、類似した質問要旨は、議事進行の観点から重複をできるだけ避けていただき、簡潔にお願いしたいと思います。

3番 上本雄一郎議員。

○3番（上本雄一郎君） 皆さん、おはようございます。3番議員、政友会の上本雄一郎でございます。

通告に従い、「海生交流都市」の理念を実現する取組の推進について、質問をいたします。

一昨年度、令和4年2月定例会において、同僚の筧本議員がGSHIP、「GREEN SEA瀬戸内ひろしま・プラットフォーム」への取組について質問をされました。私は筧本議員と同じように、江田島市を取り巻く海ごみの現状を憂えるものであり、市民の日々の暮らしにとって、安らぎや潤いの源泉となっているのみならず、我が島の産業面や観光面でのアピールポイント、強みともなっている恵み豊かな海が、もっと美しくあってほしいとの問題意識から質問をいたします。

江田島市にとって、最上位に位置付けられる計画が総合計画です。本年度、令和5年度当初予算に、第3次総合計画策定事業として約860万円が計上されています。これは、現在の第2次総合計画の計画期間が令和6年度に終了することから、次の時期のまちづくりの指針となる令和7年度スタートの第3次総合計画を策定するための関連経費を盛り込んだ予算であります。

総合計画とは、条例に定める将来の長期的な展望のもとに、市政のあらゆる分野を対象とした総合的かつ計画的なまちづくりの指針であり、基本構想、基本計画、実施計画により構成されるものです。

さて、「海生交流都市」という理念は、平成18年度に策定された第1次総合計画において、目指すべき都市像として掲げられました。すなわち、自然との共生、都市との交流による海生交流都市、江田島です。この海生交流都市という理念は、平成27年度から令和6年度までの10か年を計画期間とし、「協働と交流で創り出す『恵み多き島』えたじま」を将来像として掲げる第2次総合計画でも継承され、今日まで様々な施策が進められてきました。

例えば、瀬戸内海で最も美しい景観の島の実現を基本テーマとする、「絵になる島」づくりプロジェクトもその一つです。そして、本年度からは、令和7年度にスタートする第3次総合計画の策定に向けて、目下、準備が進められているところです。私は、この海生交流都市という都市像は、我が島の自然的条件や地理的条件、歴史、経済的条件などを的確に捉えるとともに、長所や強みまでも含めて端的にとらまえた、かけがえのない守るべき理念であると考えます。

江田島市は、さとうみ科学館の立地するまちであり、島であり、豊かな海岸生物相が今なお残されています。昨年度より、江田島市地域おこし協力隊、さとうみナビゲーターに就任された守本怜矢さんによれば、さとうみとは、人間の手で陸域と沿岸域が一体的、総合的に管理されることにより、物質循環機能が適切に維持され、高い生産性と生物多様性の保全が図られるとともに、人々の暮らしや伝統文化と深く関わり合う沿岸海域のことです。

さとうみ科学館の開設以降、広く県外から議会関係者や教育関係者が、さとうみ科学館の取組を視察するため、江田島市を訪れています。さらに言えば、昨年度来の休日開館の取組によって、これまでさとうみ科学館と御縁のなかった、市外の方々にも実際に足を運んでいただけるようになっており、学びの場として新たな層を開拓しつつあります。今後、さとうみ科学館の打ち出し方やPRの仕方いかんによって、さらに多くの市外、県外の方々に、江田島市にお越しいただけるのではないかと、今後の取組に非常に期待しております。

現行の第2次江田島市総合計画では、協働と交流で創り出す「恵み多き島えたじま」が、目指すべき将来像として掲げられておりますが、自然との共生、都市との交流という考え方は、今後も江田島市が江田島市として独立自尊の歩みを進める上では、決して色あせることのない大事な視点であると考えます。

四方を海に囲まれ、漁業を中心とする1次産業の盛んな江田島市にあって、この恵み豊かな自然環境を、現にこの島に暮らす市民に、また、この島に育ち、この島の未来を担う子供たちに、さらにはこの島を訪れる観光客や市外の方々に、名実ともに美しく誇らしい状態で残していくために、着実な取組を進めることが求められるところです。

そこで、次の点について御所見を伺います。

- 1、新たな総合計画における「海生交流都市」の理念の継承について。
- 2、我が島の海岸の美しさに対する市長の認識について。
- 3、市内各漁協からの水質に係る要望書に対する受け止めについて。
- 4、海岸清掃活動に従事する個人や団体への支援の状況について。
- 5、「ボランティア袋」の制度のさらなる周知と活用しやすい仕組みづくりについて。
- 6、「海の一斉清掃」の実施について。

以上の6点について答弁を求めます。

○議長（吉野伸康君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 上本議員から、「海生交流都市」の理念を実現する取組の推進について、6点の御質問をいただきました。順にお答えをさせていただきます。質問が多岐にわたり、答弁が長くなりますので御容赦ください。

まず、1点目の新たな総合計画における「海生交流都市」の理念の継承についてでございます。

海生交流都市という将来像は、平成16年の本市の合併時に策定された新市建設計画で初めて掲げたもので、住みやすい地域、多彩な交流を進める地域、美しい地域をまちづくりのテーマとする本市の姿を表したものでございます。

海や島の自然とともに生きながら、多彩な交流を生み出すというこの理念は、平成18年度に策定した第1次総合計画に掲げる将来像として継承され、また、平成26年度に策定した第2次総合計画においても、「恵み多き島えたじま」を構成するものとして継承する旨を明記しております。

第3次総合計画については、令和5年度と6年度の2年間で策定いたします、10年後の目指すべき将来像は、今後、市民の皆様をはじめとする様々な方の御意見を伺いながら描いてまいります。ただし、自然や交流などの海生交流都市を構成する理念は、何らかの形で内包していきたいと思っております。

次に、2点目の我が島の海岸の美しさに対する市長の認識についてでございます。

本市は、広島県南西の瀬戸内海に浮かび、多くの砂浜や岩礁による海岸が点在し、カブトガニなど希少な海洋生物の生息も確認されている島でございます。瀬戸内の多島美と穏やかな海は、住む人にとっても、訪れる人にとっても心を打つであろう景色であると感じております。モンベルの辰野会長の弁を借りれば、江田島市は、マリンアクティビティのひょっこりひょうたん島とも言われ、私は誇りに思っているところでございます。

次に、3点目の市内各漁協からの水質に係る要望書に対する受け止めについてでございます。

平成29年9月に、市内11の漁業協同組合長で構成される、江田島市漁協連絡協議会から下水処理基準緩和に関する要望書が提出されました。かつて瀬戸内海は閉鎖的海域であることから、赤潮が頻繁に発生し、魚類養殖に大きな被害をもたらしていたことが問題となり、下水処理施設から赤潮の原因となる窒素、リンの排出を他の海域よりも厳しく規制してきた経緯がございます。規制の成果もあり、現在では、赤潮の発生は激減しましたが、窒素、リンの排出の厳しい規制は継続され、逆に栄養塩類が不足し、魚介類の減少やカキのへい死、生育不良などを招いているという実態を踏まえての要望でございます。

これを受け、本市では同月に窒素、リンなどの栄養塩類の減少、偏在等の実態の調査、それが水産資源に与える影響などに関する研究を行い、栄養塩類の管理の在り方について検討を行うよう、広島県知事に要望するとともに、広島県島嶼会の活動を通じ、栄養塩類の回復に関する具体的な対策を実施するよう県当局に提案しております。

広島県では令和4年度に、広島湾など県内4か所で、窒素やリンの濃度や植物プランクトンの量などを調べる基礎調査を実施しております。また今年度、令和5年度から3か年かけて、カキとアサリの生育をよくするための実証試験を行うと伺っております。本市といたしましては、その調査結果を注視するとともに、県や他市町、関係団体等と連携して、水産資源確保とバランスの取れた海の環境保全に取り組んでまいります。

次に、4点目の海岸清掃活動に従事する個人や団体への支援の状況についてでございます。

本市の海岸清掃につきましては、にこにこハウスのある矢ノ浦海岸や江南交差点の内海海岸などでは、市民ボランティアを中心に、また、長瀬海岸では、一般社団法人広島湾地域資源ネットワークや一般社団法人江田島カヌークラブなど、広島県が認定したせ

とうち海援隊に属する団体などが清掃美化活動を行っておられます。これらの活動に対しましては、ボランティア清掃用のごみ袋を配布するとともに、集められたごみの回収を行っております。

次に、5点目のボランティア袋の制度のさらなる周知と活用しやすい仕組みづくりについてでございます。

ボランティア清掃用のごみ袋の配布は、平成25年12月から開始しており、今年で10年目を迎えました。これまで市のホームページなどで周知を図り、昨年度、令和4年度における配布実績は95件、4,534枚となっております。なお現在、ごみ袋の配布につきましては、市役所本庁、江田島、能美、沖美の各市民センター及び三高支所で配布しており、出張所におきましても、配布することが可能となっております。

近年、市民の皆様の環境保全に対する意識が高まっており、道路や海岸清掃などのボランティア活動で多くの方にごみ袋を御利用いただいております。こうしたことから、今後、市民の皆様がボランティア清掃活動をする際に、容易にごみ袋を受け取れるよう、制度の周知と改善に努めてまいります。

次に、6点目の海の一斉清掃の実施についてでございます。

本市では、令和4年3月に第2次江田島市環境基本計画を策定し、三つの重点プロジェクトを掲げております。その一つに、海ごみ対策として、きれいな海を育むための廃棄物等の流出防止を推進するため、プラスチックごみ等の清掃、回収活動の促進に取り組むこととしております。こうした中、本市では、江田島市シルバー人材センターへの委託事業として、令和4年度、大須海岸、内海海岸、三高港周辺海岸をはじめとする市内8地点において、年間99日、146回ほど海岸漂着物等の清掃とごみの収集運搬を行っております。また、市内の11漁業協同組合におきましては、毎年7月の海の日に合わせて、独自で海の清掃活動を実施しておられます。

今後も地域の環境美化活動のさらなる推進を図るため、漁業協同組合が取り組む活動に、市民の皆様や団体が共に参画できる海の一斉清掃の実施に向けて検討をしてまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 上本議員。

○3番（上本雄一郎君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、順に幾つか再質問をいたします。

まず、新たな総合計画における海生交流都市の理念の継承についてです。

海生交流都市という都市像、将来像の成り立ちや経緯について、大変よく分かりました。第3次総合計画は、明岳市長の下で、初めて策定される総合計画となりますから、市民の意見や知恵を結集するとともに、この島の将来にかける市長の熱い思いを盛り込んでいただきたいと思います。

私は必ずしもこの海生交流都市という言葉自体に、こだわるものではありませんけれども、ただこの島の自然的条件や地理的条件、歴史、経済的条件などを的確に捉えて折り込むとともに、長所や強みをしっかりと押さえた上で、総合計画が取りまとめられるように検討を重ねていただきたいと思います。この点を切に望みまして、次の点へと移ります。

2点目の我が島の海岸の美しさに対する市長の認識について、答弁をいただきました。市長は市民の代表でありますし、お立場もあって優しい答弁だったなど受け止めました。しかし、我々議員もまた市民を代表するものであり、それぞれに地域の実情に触れているところでもありますので、ここで私の認識について少し申し上げたいと思います。

先般、市議会産業厚生常任委員会におきまして、山中の不法投棄現場を確認しに行ってきました。人目につきづらい山は山で、不法投棄が多くひどい状態でありました。他方で、海はどうでしょうか。海は海で非常に厳しいものがある。こう述べざるを得ません。江田島市の海岸や砂浜では、端的にいいまして、美しくない光景があちらこちらに広がっています。

海沿いの道を散歩したり、自転車で走る市民ならば、どなたでも同意するところだと思いますし、江田島市の海沿いの道を車でぐるっと一回りするだけで、分かっていたのではないかと思うのですが、本市を取り巻く海には、至るところにペットボトルやビニール系の包装資材、瓶や缶など、生活に由来するごみが散乱しているばかりか、テレビや電子レンジ、スクーターなどの不法投棄のほか、巨大な鋼材など、事業活動に由来すると思われる不法投棄が散見されます。

中でも問題なのは、カキ養殖に由来する針金などの漁具のほか、カキいかだを浮かせるためのブイ、巨大な発泡スチロールです。さらには、この発泡スチロールが、大小様々な形へと細かく砕けた状態で、多くの海岸や砂浜に打ち寄せられています。

令和4年2月定例会における筭本議員の質問に対する答弁で、市長は次のように述べておられます。広島県が毎年実施しております広島県海岸漂着物実態調査では、令和2年度で、県内135地点の海岸に漂着したごみの総量約44トンのうち、約6割の27トンが、発泡スチロール製フロートや、カキの養殖パイプなどのカキ養殖資材に関連するものでございました。

このように述べておられますが、この点について、直近の数字とその内訳、また農林水産課と交流観光課を抱える産業部長の受け止め、認識について伺います。

○議長（吉野伸康君） 高橋産業部長。

○産業部長（高橋龍二君） 直近の数値は、令和4年3月に広島県環境県民局環境保全課が報告した令和3年度の実績ですが、海岸漂着物の総量は47.9トンで、うち、漁業活動に関連するごみが61%であり、傾向は変わっておりません。事業系ごみは産業廃棄物として、排出者処理の原則がありますが、海岸漂着物となったごみが、ごみとして廃棄されたものなのか、排出原因や排出者の特定が困難です。

そのため、各事業者に向けて事業で利用する物が海岸漂着物にならないよう、実態の情報提供や、事業者責任としての啓発を続けていくことが必要であると考えております。

観光資源の観点からは、海水浴やマリンスポーツ、瀬戸内海の景観を楽しんでもらうため、事業者で組織される漁業協同組合にも、海水浴場清掃など協力いただいているところ です。

○議長（吉野伸康君） 上本議員。

○3番（上本雄一郎君） ありがとうございます。

広島県が行った令和3年度の調査においても、令和2年度調査と同様に、海岸漂着物

の約6割が漁業由来のごみとのこと。我が島でも同じような状況ではなかろうかなと思います。もっとも、産業部長が言われましたように、海のごみは排出原因や排出者の特定が困難です。しかしながら、ここで押さえておくべきなのは、出所や原因ははっきりとは分からないけれども、とにかくおびただしい量の海ごみが江田島市の周りにはあるということです。

さて、この3月来、暖かくなってきてからというもの、江田島を訪れるサイクリストの方々が目に見えて増えてきました。本年5月からは約4年ぶりに体験型修学旅行受入事業が再開され、県外から多くの修学旅行生に、この島に来ていただいています。

先日は、江田島SEA TO SUMMIT 2023が開催され、北は北海道、南は福岡県から非常に多くの市外、県外の方々に、江田島市にお越しいただき、市内の飲食店や宿泊施設は活況を呈していました。新型コロナウイルス感染症の5類への移行に伴い、このように、市外から、また県外から多くの方々に、再び実際にこの島を訪れていただけるようになってきたわけですが、私自身は、市外から来られたお客様の目の前に、果たして期待に応えられる景観が広がっているのかどうか、いささか懸念しております。我が島を訪れてくださる方々の多くは、美しくも豊かな自然環境を期待して来られるわけですから、その期待に応えられる江田島市であってほしい。この点を申し上げ、次へと移ります。

3点目の市内各漁協からの水質に係る要望書に対する受け止めについて、答弁をいただきました。

音戸・倉橋を含めてカキ業者さんと話をしていると、昨年度はたくさんカキが死んでしまい、経営上大変な打撃を受けたとのこと。カキ事業者の方々が口々に言われるのは、昔に比べて海がきれいになり過ぎるとということです。この場合のきれいになり過ぎているというのは、水質のことです。

先ほど市長の答弁にもありましたが、窒素、リンの排出の厳しい規制が継続されている結果、逆に栄養塩類が不足し、魚介類の減少やカキのへい死、生育不良などを招いているとの認識に基づき、平成29年9月に市内11の漁業協同組合長で構成される江田島市漁業連絡協議会から、下水処理基準緩和に関する要望書が江田島市に提出されたとのこと。

私は、魚介類の減少や生育不良には、様々な要因が複合しているのではないかと考えております。森は海の恋人と言われますが、例えば山に人の手が入らなくなり、山の包含する豊かな栄養分が谷筋を伝って海へと、うまく流れ出て行かなくなったことも一因ではなかろうかと考えます。さらには、地球温暖化に伴う海水温上昇の影響も考えられます。

先日、SEA TO SUMMIT環境シンポジウムにおいて、中国新聞社の衣川圭氏による「さとうみは命のゆりかご」と題する講演を聞いてきました。その際のお話にもありましたが、瀬戸内海の冬場の海水温は、昔と比べて1.5度上昇しているとのこと。我々も、お風呂の水温が1.5度も上がれば、熱くなったなと感じますが、それは海辺に暮らす生き物にとっても大変な変化であり、生態系への影響も非常に大きいものがあると考えます。

市長の答弁にありましたが、広島県においては、令和4年度広島湾など県内4か所で窒素やリンの濃度や植物プランクトンの量などを調べる基礎調査を実施するとともに、本年度、令和5年度からはカキとアサリの生育をよくするための実証試験を、3か年実施するとのこと。江田島市当局におきましても、その経過を注視するのみならず、活力ある1次産業の基盤となる豊かな海の復活に向けて、荒廃した山林の再生などを含めて、ぜひとも積極果敢に取組を進めていただきたいと思います。

続いて、4点目の海岸清掃活動に従事する個人や団体への支援の状況について、答弁をいただきました。

ボランティアの個人や団体が、各地で海ごみの回収を定期的に強力的に進めておられることについては承知しておりますが、ここで伺いたかったのは、回収したごみの収集等に関する支援の状況です。行政としてどこでどなたか、あるいはどういう団体が海辺の清掃活動をしておられるのかについて、把握しておられると思いますが、こうした方々の活動の支えとなっているのが、先ほどございました江田島市シルバー人材センターによる海ごみの回収活動です。

本市では、江田島市シルバー人材センターへと委託している海岸漂着物等清掃業務を、令和4年度以降、拡充して取組を進めてきているところですが、まず、直近3か年度の予算措置額と、その委託業務内容、主な回収地点と回収量について教えてください。

○議長（吉野伸康君） 江郷市民生活部長。

○市民生活部長（江郷吉行君） 直近3か年の三高港、大須海岸、内海海岸などの実施しております海ごみの漂着物の回収委託業務の実績についてお答えいたします。

令和2年度におきましては、委託料450万円、総回収回数64回、延べ作業員数491人、総重量63.32トンです。

令和3年度におきましては、委託料450万円、総回収回数91回、延べ作業員数627人、総重量63.36トンです。

令和4年度におきましては、委託料650万円、総回収回数146回、延べ作業員数948人、総重量78.6トンとなっております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 上本議員。

○3番（上本雄一郎君） ありがとうございます。

昨年度でいえば、令和4年度でいえば、79トン弱もの海ごみを回収しているとのこと。この事業は令和4年度以降、事業規模を200万円拡充して、回収に従事できる期間を延ばし、出勤回数、出勤日数も大幅に増えたことから、回収量、総回収重量もその分、増えてきたのだと思います。

さて、今、市民生活部長から御説明いただきましたけれども、海辺の清掃や海ごみの回収に係る事業としては、市民生活部のほか、市内の特定海岸において、産業部所管の事業としても実施されているところ。これらについて、実施主体、内容、成果、実施時期を教えてください。

○議長（吉野伸康君） 高橋産業部長。

○産業部長（高橋龍二君） 産業部では、交流観光課において海水浴のある長浜、長

瀬、入鹿海岸の清掃業務を委託業務として行っております。実施主体については、八つの委託業務を漁協、シルバー人材センター、ビーチ管理者と事業者5社に委託しており、内容は海水浴場清掃、ビーチハウス等施設及び駐車場の清掃、その他管理業務であり、実施時期は海水浴シーズンが中心ですが、年間を通じ行っております。

直近の令和4年度実績で、総額514万2,191円の委託費、ごみの回収日数30日、ごみ搬入量2万4,125キログラム、24.1トンとなっております。

○議長（吉野伸康君） 上本議員。

○3番（上本雄一郎君） ありがとうございます。

市内の各浜辺で、市民や団体の有志の手で景観を美しく保つための努力が重ねられているのみならず、江田島市当局としても様々な事業を実施して、海辺の良好な景観の保全に努力していただいているということがよく分かりました。

今、産業部長から答弁をいただきましたが、産業部としても、海水浴シーズンを中心に市内の海水浴場3か所の清掃業務、その他管理業務を委託しているとのこと。ごみの回収日数としては30日、ごみの回収量としては24トン強とのこと。

先ほど御説明いただいた市民生活部の事業で79トン弱、今、御説明いただいた産業部の事業で、24トン強の海ごみを回収しているということで、二つの部を合わせまして、合計100トン強の海ごみを回収しているとのこと。重さにして100トン、これは10万キログラムであります。1年間で、これだけの量の海ごみが回収されている事実、まずもって驚かされますが、そのための事業費として、市民生活部所管の事業で650万円、産業部所管の八つの委託業務の計約514万円のうち、長浜海岸、長瀬海岸、入鹿海岸における三つの清掃委託業務を合わせた計約355万円、これら二つの部の事業の合計が、合わせて約1,000万円ということになっております。

単純に計算いたしまして割り算をして、1トン、1,000キログラムを回収するのに10万円かかっているという計算になります。以上は、海ごみを回収するための費用です。回収した後、燃えるごみであれば、呉市広にあるクリーンセンターくいで焼却処分し、大きな発泡スチロール製フロートであれば、沖美町にある江田島市環境センターで、減容化処理機にかけるなど、改修費用とは別に海ごみを最終的に処分するための費用もかかります。

皆さんに考えていただきたいのですが、一体どれだけ海ごみを取れば、海ごみはなくなるのでしょうか。どこまで事業費を投じれば、市民が実感できるレベルで、美しい砂浜になるのでしょうか。例えば、ある砂浜を今日、ごみ一つない美しい状態にしたとしても、夜、風が強まり翌朝には大量のごみが押し寄せているかもしれません。実際にそういうことがあります。適切な排出減対策が講じられない限り、終わりの見えない対策であり続けます。しかし、終わりの見えない対策であるにも関わらず、現に今も江田島市の海を美しくするために、各地域で頑張っておられる個人や団体の方々がおられます。

例えば江田島町の矢ノ浦海岸の砂浜、子育て世代包括支援センター、にこにこハウスの裏手の砂浜ですが、あそこではボランティアの方々の手で、近年、非常に美しい状態で砂浜が保全されています。江田島で一番美しい砂浜なのではないかと私は思います。小さく粉々になった発泡スチロールに至るまで、ふるいにかけて除外されており、にこ

にこハウスを訪れた親子や、広く江田島市内の園児、児童生徒の憩いの場ともなっています。つけ加えて言うならば、この矢ノ浦海岸は、認定こども園えたじまの特色ある保育事業の舞台でもあり、さとうみ学習も行われているところです。

市当局におかれましては、こうした個人や団体の活動場所や活動状況を把握するとともに、回収などで応援をいただいている点は承知しておりますが、このように高く、熱い志を持った方々を今後とも温かく支えていただきたい。そして、願わくば海岸清掃に係る点での活動が、より多くの市民が参画する面での活動へと育っていくよう取組をお願いしたいと思います。

続いて、5点目のボランティア袋の制度のさらなる周知と活用しやすい仕組みづくりについて、非常に前向きな答弁をいただきました。

市民が容易にボランティア袋を入手できるよう、制度の周知と改善に努めるとのことです。このボランティア袋は、ピンク色の透明の袋で、市役所本庁や市民センターなどで一筆書いて申請すれば、個人でも団体でももらえます。海の掃除のみならず、山や川、道の掃除など、地域を美しくする活動に活用していただけます。また、回収したごみの量が多く、ごみステーションまで持って行くことが難しい場合などは、市役所に電話をすれば回収にも来てくれます。しかし、こういう制度、仕組みがあっても、市民に知られていなければ活用もされません。

先日、40人規模の集会で、江田島市の観光振興策について話をする機会を得ました。その際、このピンク色のボランティア袋を知っているかどうかを皆さんに尋ねてみました。すると、ただ、お一人の方だけが、「見たことがあるかもしれん」と、こういう状態でありました。ボランティア袋の認知度には非常に課題があります。今後、交付可能な場所を拡大することや、本制度の趣旨のPR、ボランティア袋の入手方法、さらにはごみの回収方法の明示に努めるとともに、様々な機会に市民に使ってもらえるよう、制度の柔軟な運用に努めることが、認知度向上を図る上で有効と考えますが、御所見を伺います。

○議長（吉野伸康君） 江郷市民生活部長。

○市民生活部長（江郷壱行君） ボランティア袋の制度につきましては、今度とも広く周知してまいります。またボランティア袋の入手方法につきましても、市の職員が駐在する全ての施設で配布できるよう検討してまいります。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 上本議員。

○3番（上本雄一郎君） ありがとうございます。

ボランティア袋については、昨年度末に数年ぶりに2万5,000枚を作成されたと伺っております。市民の間でこのボランティア袋の認知度が高まり、2年に1回ぐらいは作成せんといけんというくらいに、市内各地で美化活動に携わる主体が増えていき、あちらでもこちらでも広く市内どこでも、ピンク色のボランティア袋を見かけるようになっていってほしいと念じております。

私自身は、この制度自体は自分たちの町は自分たちできれいにする、美しくするという考え方に基づく、すばらしい取組だと考えています。人口減少が進む中、維持管理費

用を抑えることにもつながっていくはずですが、もっと広報・PRに努めるとともに、市民にとって使い勝手のよい仕組みになるよう改善を求め、次の点へと移ります。

最後に、海の一斉清掃の実施について、非常に前向きな答弁をいただき、心強く感じております。

5月半ばに体験型修学旅行受入事業が再開されたところですが、市内の民泊受入家庭の方から、コロナ禍以前の話として次のようなことを伺いました。受け入れた修学旅行生が、帰り際にこうぼされたそうです。「江田島市の海はきれいだろうなと思ってやって来ましたが、結構汚いんですね」と、こういうことを言われ大変ショックであったというふうに語っておられました。受入家庭の方々におかれましては、魚釣りやマリンスポーツなど海のアクティビティを体験させてあげたいと思われる方が多いようですが、これまで、るる申し上げてきたとおり、江田島市の海辺の景観や砂浜の状態には、非常に課題があります。

そこには、漁業由来のごみも多くありますが、我々の暮らしに由来するごみもまた多くあります。海ごみの問題は一人、漁業者のみならず、漁業者も含めて、我々市民に等しく課せられた問題であると考えています。

令和4年3月に策定された第2次江田島市環境基本計画では、江田島市の目指す環境像として、「恵まれた美しい自然や海を次世代へとつなぐ『環境未来島』えたじま」、「持続可能な社会に向けて、みんなで考えみんなで動く」が掲げられています。この計画に基づく具体的な取組を市内各地で、多様な主体が参画する形で進めていく必要があると感じております。

例えば海開きの前の時期や、北風が強くて日々、大量の海ごみが砂浜へと押し寄せてくる冬場の2月から3月に、漁協や各町公衆衛生推進協議会、自治会等に御協力いただきながら、広く市民の有志を募り、実施できる地域からでよいと思いますので、海の一斉清掃を実施してみてもどうかと考える次第ですが、課題として認識していることがあれば教えてください。

○議長（吉野伸康君） 江郷市民生活部長。

○市民生活部長（江郷壱行君） 自治会などの協力のもと、海の一斉清掃を行う上での課題の一つといたしましては、道路や河川など身近な箇所よりも、海や海岸などへの関心はやや薄いのではないかと感じております。このような課題はあるものの、本市の目指す環境像実現のために、賛同してもらえる有志の方を募り、小規模な海の一斉清掃からでも実施できるよう検討してまいります。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 上本議員。

○3番（上本雄一郎君） ありがとうございます。

先日のSEA TO SUMMIT環境シンポジウムで、講師の衣川氏が海の問題で一番の問題は無関心であることだと指摘しておられました。我が町は島です。江田島町、大柿町、沖美町、能美町、どの町にも海があります。そしてこの海は一人、漁業者のみならず、市民の共有財産ですので、今後、市民の間で海への関心がさらに高まっていくよう、取組の強化を期待しております。それは我が町、我が島のイメージアップや観光

客の満足度の向上、ひいては観光振興にもつながると思いますので、市民生活部と産業部とがしっかり連携・協力して取組を進めていただきたいと思います。

以上、「海生交流都市」の理念を実現する取組の推進について、これまで6点にわたって質問をしてきました。江田島市では、今から約14年前、平成21年12月25日に、江田島市民憲章を制定しています。これは、広く市民に意見や提案を求めて制定された市民共通の誓いとなるものです。その冒頭に掲げられているのが、青い海と緑豊かな自然を大切にすまちづくりです。

この島に暮らす市民にとって、産業の母体であるのみならず、潤いのある暮らしや誇りの源泉でもある海が、将来にわたって美しく保たれていくよう住民と産官学など、関係者間での連携の強化と、さらに多くの市民や多様な主体の参画を得て、青い海と緑豊かな自然を大切にすまちづくりが、強力かつ多面的に展開されていくよう支援を求めまして、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。

○議長（吉野伸康君） 以上で、3番 上本議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。11時20分まで休憩いたします。

（休憩 11時07分）

（再開 11時20分）

○議長（吉野伸康君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

8番 岡野数正議員。

○8番（岡野数正君） 皆さん、おはようございます。8番議員、尽誠会の岡野数正でございます。

傍聴いただいている皆様、早朝より議会にお運びいただきありがとうございます。またインターネット配信を御覧いただいている皆様にも、この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症はここに来て、収束の兆しを見せ始めており、本市においてもイベントや集会などが通常どおり開催されるようになってまいりました。先般、市内で開かれた小中学校の運動会では、子供たちの声援と弾けるような笑顔が印象的で、日常の生活を取り戻しつつあることを改めて実感したわけであります。

また、つい先日ですが、江田島町秋月において、オーシャンポイントのカキ加工場の落成式が行われ、来月から本格稼働するとのことでございます。本件事業は、江田島市の魅力アップにつながるとともに、多くの雇用の場が創出されたことから、本市にとってコロナ後の明るいニュースであり、今後さらなる江田島市の活性化の起爆剤になるのではと期待をしております。市当局にあっては、引き続き企業誘致等に御尽力をいただきますようお願いを申し上げます。

それでは、通告に従いまして2項目、8点の質問をいたします。

今回の質問は、本市がオリーブの島として市民の協力を得ながら一大プロジェクトを進めているオリーブ振興事業についてと、市内外の多くの人に愛されてきた海辺の新鮮市場の今後についてでございます。執行部各位におかれましては、私の意のあるところをお酌み取りいただき、傍聴いただいている市民の皆様が納得できるような、明確な御

答弁をお願い申し上げます、質問に入ります。

まず1項目め、オリーブ振興の取組についてでございます。

本市は、農業振興策の一つとして、オリーブを新たな作物に位置付け、耕作放棄地の解消策として栽培を進めるほか、収穫物などを活用した6次産業化を図ることを目的に、平成28年11月に江田島市オリーブ振興計画を定め、苗木配布を補助するなど、市民も巻き込みながら、市を挙げて取り組んできたところでございます。

今や広島県内でも、江田島市といえばカキ、そしてオリーブというイメージが定着してきたことは、これまでの市当局の努力のたまものであると大いに評価するところであります。しかしながら、オリーブの島としてのイメージは定着しつつあるものの、栽培面積や作量などの実態は、当初の振興計画で示された目標値には、遠く及ばない状況となっていることは極めて残念であります。

こうしたことから、令和2年3月にはオリーブ振興計画が変更されております。内容については、目標値と実績値が大きく乖離したため、目標値を下方修正し、実績値に近づけるとともに、四つの主な取組について具体的な実施事業が示されました。今回はその計画変更後の具体的な取組及びその効果等について、次の点を伺います。

- 1点目、育てる取組として江田島市に適した栽培管理方法がどのように行われたのか。
- 2点目、加工する取組の充実はどのように行われたのか。
- 3点目、売る取組として、販売体制はどのようになっているのか。
- 4点目、使う取組として、日常食への普及と拡大策はどのようにされたのか。
- 5点目、耕作放棄地解消策としての位置づけた効果はどうだったのか。
- 6点目、次期オリーブ振興計画に求められるものは何か。

この以上6点について伺います。

次に2項目め、海辺の新鮮市場の今後についてでございます。

当施設は本市の中心に位置し、地域産物展示販売施設として、市内外の人に愛され、好評を得ていた施設でしたが、指定管理者の諸事情により、本年4月1日から休止となっております。

地元の人や市外から訪れる人たちからは、残念がる声や再開を望む声が聞こえてまいります。指定期間の中途であったため、執行部においては、再開に向けて市内関係者等との協議を進めていると伺っております。コロナも収束に向かう中、世の中は通常の社会活動に戻りつつあり、江田島市を訪れる方々も増えてくることが予想されます。できるだけ早く運営を再開され、元のにぎわいが戻ってくることを願うものであります。ついでに、次の点について伺います。

- 1点目、現在の協議状況はどうか。
- 2点目、今後、持続可能な運営とするため、この方策についてどのように考えているのか。

以上2項目、8点の質問について、市長の答弁を求めます。

○議長（吉野伸康君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 岡野議員から2項目、8点の御質問をいただきました。順に

お答えをさせていただきます。質問項目が多岐にわたり答弁が長くなりますので、御容赦ください。

初めに、1項目めのオリーブ振興の取組についてお答えをさせていただきます。

まず1点目の育てる取組として、江田島市に適した栽培管理方法についてでございます。

本市では、オリーブを育てる取組として、平成22年度から苗木の助成制度を開始し、これまでに合計約1万7,000本の苗木を助成配布しております。また、平成23年度には、オリーブ栽培を推進していくための組織として、栽培者と行政、農業協同組合等の関係団体などで構成する江田島市オリーブ振興協議会を設立いたしました。協議会では、剪定や防除などの栽培技術の習得と向上を目的に、毎年オリーブ栽培講習会を開催しております。記録が残っている平成27年度以降、昨年度までに延べ563名の栽培者の方が講習会を受講され、熱心に栽培技術の習得に取り組まれました。

さらに、本市に適した栽培管理方法を検討するため、市のモデルオリーブ園での栽培実証を踏まえたオリーブ栽培管理の手引きやオリーブ栽培の暦を作成し、栽培者の方に配布をして、栽培管理に役立てていただいております。

次に、2点目の加工する取組の充実についてでございます。

栽培者が収穫したオリーブを全て加工できるよう、江田島市オリーブ振興協議会では、平成24年度に広島県内で初めて小型搾油機を導入し、自家消費用オイルの搾油ができる体制をつくりました。また、希望する栽培者は、市内でオリーブ栽培や加工販売などに取り組む山本倶楽部株式会社への出荷を行うことができ、この施設で搾油されたオリーブオイルが、国際的なコンテストで高い評価を受けております。このほか、地域おこし協力隊OBの峰尾亮平さんが代表となって、オリーブ関連事業を営む法人、瀬戸内いとなみ舎合同会社が令和元年度に設立され、市の遊休施設を購入いただき、昨年度、市のオリーブ事業に関する施設や設備に係る補助制度を活用し、同施設内にオリーブの搾油機等を整備されました。こうした取組を進めることで、市内におけるオリーブ加工の充実を図っております。

次に、3点目の売る組織として販売体制はどのようになっているのかについてでございます。

本市内には、山本倶楽部株式会社が運営するオリーブの6次産業化施設、江田島オリーブファクトリーがございます。この施設では、オリーブ搾油施設の見学や江田島産オリーブオイルなどを販売し、併設されたレストランで、江田島産のオリーブオイルを使ったパスタなどが提供されております。このほか、瀬戸内いとなみ舎合同会社では、オリーブの収穫体験やオイルづくりなど、オリーブを活用した体験事業の取組も行われております。

さらに、全国都道府県対抗男子駅伝競技大会や世界フィギュアスケート国別対抗戦などのスポーツ大会において、優勝チームの選手にオリーブ冠を提供することで、本市のオリーブを全国に広くPRしております。このような売る取組として、販売体制の確保やPR等に努めているところでございます。

次に、4点目の使う取組として、日常食への普及と拡大策についてでございます。

食育推進のため、平成28年度から、本市が実施している「えたじまん食育レシピ」では、オリーブを使ったレシピを募集しております。これまでに市内小中学校の児童生徒が考案した自家製オリーブオイル漬けカキや、オリーブかむかむカップケーキが優秀作品に選ばれております。また、昨年度、食育体験事業としてトマト&オリーブ教室を開催し、トマトとオリーブを使ったお弁当づくりや収穫体験などに、合計29名の親子に参加をいただきました。このほか、広島県立呉特別支援学校江能分級で栽培収穫されたオリーブオイルを使った給食が、昨年度市内全ての小中学校で提供をされました。

また、積極的にイベントにも活用されており、毎年11月に沖美町の鹿田公園で開催されるオリーブミュージアム祭典など、市内外での各種イベント会場において、江田島産オリーブオイルや新漬け、オリーブ茶などのPR販売が行われております。このように、食育体験事業や学校給食を通じて、オリーブの日常食への普及拡大に取り組んでおります。

次に、5点目の耕作放棄地解消策としての位置付けた効果についてでございます。

平成28年度に策定し、令和2年3月に計画を変更した江田島市オリーブ振興計画では、令和3年度の耕作放棄地への植栽面積の目標値を19.4ヘクタールとしております。これに対して、令和3年度末までの実績値では、19.0ヘクタールとなっており、ほぼ目標を達成している状況となっております。

次に、6点目の次期オリーブ振興計画に求められるものについてでございます。

江田島市オリーブ振興計画は、令和6年度を計画の目標年次と定め、育てる、加工する、売る、使うまでの一連の取組を、栽培者、企業、行政が一体となって推進することとしております。また、本計画では、前半の4年間で栽培基礎や商品などの研究を、後半の5年間で普及啓発に取り組むこととして進めてまいりました。今後、これまでの取組の成果を検証し、抽出された課題を整理した上で、次期オリーブ振興計画に反映させてまいります。

次に、2項目めの海辺の新鮮市場の今後についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の現在の協議状況についてでございます。

江田島市海辺の新鮮市場は、平成11年度に旧江田島町の地域産物展示販売施設として水産庁の補助金を受けて整備されており、施設の運営主体は、漁業協同組合等の漁業関係者に限られております。

令和5年3月末に指定管理者の運営が困難になったことから、市内11の漁業協同組合に同施設の利活用の意向調査を実施いたしました。しかしながら、現時点でいずれの漁業協同組合からも活用の意向がない状況でございます。

最後に、今後、持続可能な運営とするための方策についてでございます。

江田島市海辺の新鮮市場は、これまでも営業が休止されたり、運営主体が変わるなどの状況が続いており、継続した運営が課題となっております。持続可能な運営が困難となっている主な原因といたしましては、施設の運営主体が漁業協同組合等に限定されていることにあると考えております。そのため、今後は国や県などの関係機関との調整を図りながら、新たな運営主体を検討することにより、できる限り早期の営業再開を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） ただいま2項目8点の質問について、丁寧な御回答をいただきありがとうございます。

それでは、これより順に再質問をさせていただきます。

まず、1項目めのオリーブ振興の取組についてでございます。

1点目として、育てる取組として、江田島市に適した栽培管理方法はどのように行われたのかについて、御回答いただきました。平成22年度から苗木の助成制度を開始し、これまでに1万7,000本の苗木を助成配布したとのことでございます。しかしながら、この配布された苗木の栽培が順調に進まず、目標値と実績値に大きな隔たりがあることから、令和2年3月には中間年の見直しということで、計画変更が行われ、残り5年間の取組が示されております。

そこで伺います。栽培方法についてですが、計画の見直しでは、江田島市型栽培方法を検討とあります。どのように検討され、江田島市型の栽培方法を進めておられるのか、伺います。

○議長（吉野伸康君） 高橋産業部長。

○産業部長（高橋龍二君） 本市でオリーブ栽培を進めるに当たっては、先進地である香川県の小豆島町に出向き、栽培を学びました。本市に適した栽培管理方法を検討するため、小豆島町の栽培方法を参考に、県の農業技術指導所などの指導を得ながら、江田島型の栽培方法として、市のモデルオリーブ園での栽培実証を踏まえ、オリーブ栽培管理の手引きや、オリーブ栽培暦を作成しました。現在、この資料に基づき栽培を推進しております。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） 分かりました。

令和2年3月のこの計画変更というのは、栽培面積を増やし収穫量を上げるためと考えるわけですが、残念ながら収穫量は伸びていない。逆に減少しているわけであります。江田島型の栽培方法として、過去の栽培実証を参考に栽培管理の手引きや栽培暦ですか、に基づき進めるということでしたが、その作成した資料の効果があることを期待したいと思いますが、この基本的にはそれぞれの土壌に合った栽培方法の確立、つまり土壌成分検査などを徹底した上で、その土地に合った適切な栽培が必要ではないでしょうか。

そこで伺います。栽培管理の手引きや栽培暦などは、栽培者の皆様にお届けし、周知徹底されていますか。また、土壌成分検査などは行われていますか。この2点について伺います。

○議長（吉野伸康君） 高橋産業部長。

○産業部長（高橋龍二君） お答えします。

オリーブ栽培管理の手引きとオリーブ栽培暦は、市のホームページに掲載するとともに、毎年開催しておりますオリーブ栽培講習会においても、希望者の方にお配りし周知を図っております。また、土壌成分検査などの実施につきましては、令和3年度に深江

地区オリーブ園の圃場において、県立総合技術研究所農業技術センターに協力いただき、施肥実験や土壌分析、土壌水分等の調査を行っております。これらの検査結果に基づいて、本市でのオリーブ栽培に適した肥料を選定し、令和4年度に肥料及び農薬購入費の補助制度を創設しております。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） 分かりました。

続いて、江田島オリーブの最大の栽培地である深江地区のオリーブ園の生育状況、これはどのようになっているのでしょうか、お答えください。

○議長（吉野伸康君） 高橋産業部長。

○産業部長（高橋龍二君） 本市では、平成24年度と25年度の2か年で、深江地区に所有していた市有地を、深江地区オリーブ園として造成いたしました。この造成地は元、山林であった場所も多く含まれており、切土、盛土による違いや、土壌や水はけなど圃場条件が異なることから、生育がよい圃場と悪い圃場がございます。また、最近オリーブアナアキゾウムシの被害で枯れた木も多くあり、特に生育が悪い場所は、植え替えを進めている状況です。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） これ私も現地を拝見させていただきました。深江地区オリーブ園のオリーブの木は、およそ3分の1程度は枯れて、そこは更地になっておりました。

そこで伺います。今御答弁では新たに植え替えが始まっているとのことでしたが、ここへの苗木補助というのは行われているのでしょうか、お答えください。

○議長（吉野伸康君） 高橋産業部長。

○産業部長（高橋龍二君） お答えします。

深江地区オリーブ園で、参入企業が行っておりますオリーブの苗木の植え替えについて、市では補助は行っておりません。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） 分かりました。

この切土、盛土の違いによって、この生育が異なるということですから、土壌改良も必要になってくると思われませんが、その点についてどのような状況なのでしょうか、お答えください。

○議長（吉野伸康君） 高橋産業部長。

○産業部長（高橋龍二君） 盛土の部分は、地山の上に十分な土が確保されており、排水対策を行うことで改善できますが、切土の部分については、栽培に必要な土が不足しているため、堆肥の投入や植栽部分への土寄せや盛土を行うことで改善を図ることができると考えております。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） 深江オリーブ園の事業者としっかりと連絡を取りながら、何とかこの再生するよう、この改善を進めていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

先ほどの市長答弁では、1万7,000本もの苗木の助成配布とありましたが、配布

された苗木の現状把握というのは行われているのでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 高橋産業部長。

○産業部長（高橋龍二君） これまでに配布された苗木の植栽後の生育調査につきましては、一部の栽培種となりますが実施をしております。昨年度の生育調査の結果では、おおむね5割の苗木が、現在も枯れずに生育していることを確認しております。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） ということは、この一部の園地、サンプル地といいたまいますか、このサンプル地を全体に置き換えますと、約半分は残っていたと。1万7,000本の苗木が配布され、残っているのがおおむね5割の8,500本ということになりますかどうでしょうか。このサンプル地をもって全数を把握するのは、実にアバウトな数字ではないかと考えるところであります。

そこで伺います。苗木の配布が始まってこれまで、この苗木の配布にどれくらいの予算が使われましたか。購入者負担分を除いた補助額の部分で結構ですので、お答えをいただきたいと思えます。

○議長（吉野伸康君） 高橋産業部長。

○産業部長（高橋龍二君） 平成22年度から令和4年度までの間に、オリーブ苗木購入者の負担分を除いた補助金額は、合計約2,000万円となっております。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） ということは2,000万円のうち、この半分は枯れている可能性があるということになります。先ほどの御答弁では、一部地域の生育状況しか把握されていないということでした。この多額の予算が苗木補助に投入されており、今後も続けていく計画となっております。苗木補助は税金を投入しているわけですから、行政サイドとしても、その後の苗木の状況などがどのようになっているのか、把握することが必要ではないかと考えます。

参考までに小豆島町では、同じように苗木補助が行われております。現在6万本のオリーブの木があるそうですが、配られた苗木が町内のどこの畑に何本植えられ、その生育状況についても、タブレットによって把握されているとのことでした。税金を原資とした補助ですから、その後の状況もしっかりと把握するのは当然のことですと、担当職員がおっしゃっていたのが、実に印象的でした。そうした考え方が、適切な補助金管理と栽培管理の徹底につながっているものと思えます。

そこで提案ですが、栽培面積を増やし収穫量を上げるためにも、本市においても配布された苗木の植栽状況や生育状況などのデータ管理をしっかりと行うべきと考えますが、御所見を伺います。

○議長（吉野伸康君） 高橋産業部長。

○産業部長（高橋龍二君） 配布された苗木の状況調査については、一部となりますが、現在行っている栽培地の現況調査を引き続き続けてまいりたいと考えております。また、議員御指摘のとおり、サンプル調査だけでは不十分なため、市内でオリーブ栽培などに取り組む企業による栽培地への訪問指導において、植栽状況等の調査や情報収集を依頼して、生育状況等の全体の把握に努めてまいりたいと考えております。データと

しての台帳管理は、産地として栽培から販売に至る体制整備が必要となるため、市内で栽培、加工、販売を行う企業とともに、今後、検討してまいります。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） 分かりました。

配布されたこの苗木補助ですね、こういった物が今後無駄にならないように、よろしくをお願いをしたいと思います。

次に、栽培方法や管理を適切に行う上において、栽培技術指導員の育成及び栽培者等への巡回指導は極めて重要と考えるわけであります。現在、栽培技術指導員と言われる方が、江田島市にはどれくらいいるのか。また、制度として体系づけられ資格者として認定制度などはあるのか。この2点について伺います。

○議長（吉野伸康君） 高橋産業部長。

○産業部長（高橋龍二君） 果樹につきましては、栽培技術指導員1名がJ A広島果実連から市内のJ Aに駐在されておられますが、本市のオリーブ栽培については、残念ながら栽培に関する技術指導員はおりません。そのため、現在は市内でオリーブ栽培などに取り組む山本倶楽部株式会社や地域おこし協力隊OBの峰尾亮平さんに、栽培方法や管理を適切に行うための講習会の講師を依頼し、栽培現地への訪問指導等を行っていただいております。また、制度として体系付けられた資格者としての認定制度は、現在設けておりません。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） 分かりました。

現在も講習を続けているとのことでしたが、現実的に私も知っておりますけれども、この峰尾さん1人では市内にこの数多く点在するオリーブ園地の訪問指導やパトロールなど、実際には困難ではないかと考えます。御本人も自分の園地を持ち、さらには最近ではオリーブラボといった体験型の事業も始められたことから、これまでのような活動は物理的にできなくなるのではと思うわけであります。

やはり、オリーブの栽培面積を増やし収穫量を上げるためには、オリーブに特化した複数の栽培技術指導員の養成が必要と思いますが、その点についての御所見を伺います。

○議長（吉野伸康君） 高橋産業部長。

○産業部長（高橋龍二君） 議員、仰せのとおり、オリーブの収穫量等を上げるために、オリーブ栽培が指導できる技術指導員を確保する必要があると考えております。当面は、市内でオリーブ栽培などに取り組む企業と連携し、栽培方法や管理を適切に行うための講習会の開催や、栽培現地への訪問指導等を継続し、栽培者の技術の向上に努めます。

また、現在の栽培者の中で、栽培技術の高い方がおられますので、栽培指導に協力いただくなどの方法を、今後、検討してまいりたいと考えております。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） 分かりました。

しっかりと、栽培者の育成というところに取り組んでいただきたいと思います。

今年1月には、この2022年江田島市のオリーブ収穫量が大幅に落ち込んでいるこ

とが新聞紙上で発表されましたが、その原因とその後の対策について伺います。

○議長（吉野伸康君） 高橋産業部長。

○産業部長（高橋龍二君） お答えします。

昨年度の収穫量が落ち込んだ要因は、隔年結果の傾向という裏年であったことと、オリーブアナアキゾウムシの被害が拡大されたことにより、多くの成木が枯れてしまったことにあると考えております。対策につきましては、隔年結果とならない選定技術等の講習会開催や、栽培者の方にオリーブアナアキゾウムシの被害を防ぐための農薬と、生育を促進させるために肥料に対する補助制度を活用していただくなど、収穫量の安定と増加を目指して取り組んでまいります。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） 分かりました。しっかりとよろしく申し上げます。

特に今はかなり収穫で落ち込んでおりますから、なかなか次の展開が難しくなっています。しっかりと取り組んでいただきますようお願いを申し上げて、次の2点目の質問にまいります。

加工する取組についてですが、オリーブ振興協議会での自家消費用の搾油機の導入や、山本倶楽部による買取りに対する出荷制度、最近設立された瀬戸内いとなみ舎でも加工に取り組んでいるとのことでした。

そこで伺います。オリーブ振興計画変更後の取組では、オリーブの6次産業化に取り組みますとあります。具体的には、食用オイルだけではなく、果実の加工や葉っぱや枝、また搾油後の残渣、いわゆる残りかすなどの商品開発に向けた支援を行うとありますが、どのような取組をされたのか伺います。

○議長（吉野伸康君） 高橋産業部長。

○産業部長（高橋龍二君） オリーブの6次産業化の取組につきましては、オリーブオイルだけではなく、新漬けやオリーブ茶、また、先日の中国新聞でも取り上げられました、西条農業高等学校の生徒と江田島オリーブファクトリーが連携した取組で、オリーブの搾りかすを飼育する豚の餌に加えて、育てた豚肉が高い評価を得るなど、徐々に6次化の取組が広がってきていると考えております。

しかしながら、収穫量が目標値を大きく下回っている現状から、加工の取組が進んでいない実態を踏まえ、更なる収穫量の増加に向けた取組が必要であると考えております。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） そのとおりだと思います。私もそう考えます。現在の収穫量ですと、6次化を進めていくことは困難だと思います。まずは収穫量を増やすことが優先されますが、6次産業化に向けた研究は、今でもできるはずですが、ただいま紹介のありましたオリーブの搾りかすを使った豚の飼育などのすばらしい、これは取組だというふうに思います。

小豆島でも剪定した葉っぱや、同じく搾りかすなどを使い、牛や豚、更にはハマチの養殖、こういったところの飼料に混ぜることで、オリーブ豚、オリーブ牛、オリーブハマチなどとして高付加価値化を図っております。明らかに、普通のハマチよりも値段がかなり高く設定されています。血合いの部分がとてもおいしいと、そのとき聞きました

けども、今後はこういったオリーブを育てながら、剪定された枝や葉っぱ、搾りかすなどの副産物を有効活用する工夫にも取り組んでいただきたいと思います。

次に、3点目の質問に参ります。

売る取組として、販売体制はどのようになっているのかですが、オリーブファクトリーや瀬戸内いとなみ舎などで、パスタの提供やオリーブオイルの販売、更には体験会が開催されている。また、全国男子駅伝大会、あるいは世界フィギュアスケート対抗戦でオリーブ冠を提供して、江田島オリーブのPRに努めておられるとのことでございました。私もこのPRについては、地道な活動ですけれども、多くの国民が注目するスポーツイベントであることから、江田島オリーブが広く国民に認知されるものと高く評価しているところでございます。

そこで伺います。変更されたオリーブ振興計画では、市内外の小売店との連携による販売促進や販路の開拓を支援するとありますが、具体的にどのような取組をされたのか伺います。

○議長（吉野伸康君） 高橋産業部長。

○産業部長（高橋龍二君） 小売店や飲食店に販売促進を行う目的で、平成30年度から令和2年度まで、市内18店舗に協力をいただく形で、オリーブオイル、オリーブの実を使った料理を提供してもらい、店舗を回ってもらうオリーブスタンプラリーを開催いたしました。

ここ2年間は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から開催を見送ったことや、先ほどの御質問でもお答えしましたとおり、オリーブの収穫量が伸び悩んでいることがネックとなり、商品開発が十分進んでおりません。そのため、市内外の小売店等との連携による販売促進や、販路の開拓までには至っていないのが現状でございます。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） つまり、この収穫量の伸び悩みが全てに影響しているということですか。分かりました。

続いて、ここも同じかも分かりませんが、続いて強化する事業に販売拠点の整備をするとありますが、どのようにされましたか。あるいはどのような計画があるのでしょうか伺います。

○議長（吉野伸康君） 高橋産業部長。

○産業部長（高橋龍二君） 江田島産オリーブの販売拠点といたしましては、山本倶楽部株式会社が運営するオリーブの6次産業化施設、江田島オリーブファクトリーが主な施設として位置付けられております。

しかしながら、先ほどの御質問でもお答えしましたとおり、オリーブの収穫量が伸び悩んでいることがネックとなり、商品開発が十分進んでいないことから、残念ながらさらなる販売拠点の整備までには至っていない現状です。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） 今までの御答弁ですと、収穫量が伸びていないから、どの計画も進んでいないということになりますが、これは市の一大プロジェクトとして進めているにもかかわらず、オリーブ振興計画が遅々として進んでいないのが残念でなりません。

ん。確かに収穫量が上がってこないのが大きく影響しているとは思いますが、そうした中でも、商品開発の研究などについては可能なのではないかと考えます。非常に厳しい言い方になるかも知れませんが、できない理由を並べるのではなくて、できることを工夫して取り組んでいただきたいと思います。

同じくこの変更計画の中には、深江地区のオリーブ園やオリーブ公園など、観光農園化を推進するとありますが、どのように推進されていますか、伺います。

○議長（吉野伸康君） 高橋産業部長。

○産業部長（高橋龍二君） 深江地区オリーブ園では、先ほどの御質問でもお答えしましたとおり、オリーブアナアキゾウムシの被害や、排水不良による湿害等で多くの成木が枯れてしまいました。現在、順次植え替えを行っている状況で、江田島市オリーブ振興計画に掲げてあります深江地区オリーブ園やオリーブ公園など、観光農園化を推進するという取組までは至っておりません。まずは排水対策の実施、剪定技術の向上など、園地の整園化や収穫量の向上に向け、取り組んでまいります。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） これは深江地区のオリーブ園だけではなく、市内各地でもこのオリーブアナアキゾウムシの被害や排水障害による湿害などが出ております。枯れることがないように、適切な指導や御支援をお願いしたいと思います。

続いて、4点目の使う取組として、日常食への普及と拡大策については、食育体験事業や学校給食を通じて、オリーブの日常食への普及拡大を図っているとのことでしたが、市民の食習慣として定着させたいという努力は認めるどころですが、施策の展開方法としての、みんなで使うというところまでは、まだまだ至っていないという感が否めません。

そこで伺います。学校給食でオリーブオイルを使った料理が提供されたとのことでしたが、何回でどれくらいの量のオリーブオイルが使われましたか、伺います。

○議長（吉野伸康君） 高橋産業部長。

○産業部長（高橋龍二君） 昨年度、オリーブを核としたギリシャ共和国との交流事業として、県立呉特別支援学校江能分級で栽培、収穫されたオリーブの実から搾油されたオイルで調理された給食が、市内全ての小中学校で提供されております。回数は1回で、学校給食に提供されましたオリーブの実は52.8キログラム、使用されたオリーブオイルの量は8.5%換算で約4.5リットルとなっております。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） 分かりました。

やはり少ないですね。みんなで使うオリーブオイルを掲げ、施策の展開方法としているのであれば、現状の取組で十分と言えるでしょうか。その点についてどのようなお考えをお持ちか伺います。

○議長（吉野伸康君） 高橋産業部長。

○産業部長（高橋龍二君） 先ほど来お答えしておりますが、オリーブの収穫量が伸び悩んでいることから、みんなで使う取組も思うような展開に至っていない現状でございます。まずは収穫量の向上を目指し、県の農業技術指導所などの関係機関の協力を得

ながら、更なる栽培技術の向上に取り組んでまいりる所存でございます。よろしく申し上げます。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） 分かりました。

これちなみに提案ですが、オリーブオイルを食習慣として定着させたいと思われるのであれば、江田島産の物でなくてもいいのではないのでしょうか。このオリーブオイルが健康にいいというのは、様々な研究で立証をされておりますし、日頃の食生活でオリーブオイルに親しむという意味においては、比較的安い外国産の物を使い、食育や給食事業での回数を増やしていくのも、この食習慣の定着につながるのではと考えます。この点については、ぜひとも御検討いただきたいと思っております。

次に、5点目の質問に参ります。

耕作放棄地解消策としての位置付けた効果についての御答弁では、令和2年に計画変更した耕作放棄地への植栽面積の目標値19.4ヘクタールに対し、現状は近い実績値となっているとのことございました。

ちなみに、変更前の目標値を見ますと、令和元年度の目標で21.3ヘクタールとなっております。それに対して実績値は18.2ヘクタールですから、ここはかなり離れておりましたが、令和3年度は目標値を19.4ヘクタールに下方修正しております。それである意味、実績値に近づけたというふうにも見てとれるわけであります。

そこで伺います。先ほどの御答弁では、令和3年度の実績値は19.0ヘクタールと述べられました。耕作放棄地への植栽面積は見直し、減少したにもかかわらず、この実績値は伸びております。実績値はどのようにして出されているのか伺います。

○議長（吉野伸康君） 高橋産業部長。

○産業部長（高橋龍二君） 耕作放棄地への植栽面積の実績値の算出方法につきましては、令和3年度まで行ってまいりました、オリーブ振興推進補助金の農地再生活動事業に係る補助金の申請書において、申請者に記載していただいた農地の面積を積算して算出しております。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） この実績値が、補助金の申請対象農地面積の積上げというのであれば、それはあくまでも数字上のことであると捉えなければなりません。今現在、その農地にオリーブの木がどれだけ植えられ、残っているのか疑問を持たざるを得ません。やはり現状把握が必要なのではと考えます。

最近では、江田島市のオリーブ振興が始まって、当初から取り組まれている方々の中で、残念ながら既にお亡くなりになり、後継者もなくオリーブ畑が雑木林のようになっているところを、最近、所々で見かけるようになりました。江田島市の高齢化を考えれば、今後このようなケースが全域で発生すると予想されます。せっかく植樹し育て上げたオリーブの木が放置されているのは、残念でなりません。

そこで伺います。しっかりと管理されていたオリーブ畑は大きな財産でもあります。次の世代に引き継ぐことが重要と考えます。この点についての御所見を伺います。

○議長（吉野伸康君） 高橋産業部長。

○産業部長（高橋龍二君） 現在、オリーブ栽培者の会の会員数は累計約180名となりました。当初から栽培され、適切に管理されている栽培者の方は、植栽後既に10年を超えていることから、栽培条件がよい圃場の苗木は大きく成長しております。

議員、御指摘のとおり、今後は次世代に引き継ぐための対策が必要であり、オリーブ栽培の収益性が確保されれば、後継者等に引き継がれることにつながるため、営利栽培としての栽培技術の向上を重点的に、今後、指導をしてみたいと考えております。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） 1項目め、この最後の質問に参ります。

次期オリーブ振興計画に求められるものは、についての御回答では、これまでの取組の成果を検証し、抽出された課題を整理した上で、次期オリーブ計画の策定に反映させたいとのございました。目標年次は令和6年度となっておりますから、余すところ今年度を含めて2年弱であります。これまでの市当局の努力は承知しておりますが、現状を考えますと、目標に向けた主な取組、1、育てる。2、加工する。3、売る。4、使う。この四つの全てにおいて、下方修正した計画変更にも届かない状態ではないかと推測されるわけであります。

そこで伺います。どこに原因があるのか、現時点でこの結果をどのように捉えておられるのか、伺います。

○議長（吉野伸康君） 高橋産業部長。

○産業部長（高橋龍二君） 議員、御指摘のとおり、現時点で令和2年度に変更したオリーブ振興計画の目標数値の達成は、大変厳しいものであると認識しております。特に収穫量の達成は、目標の1割程度となっており、栽培技術そのものの見直しが必要と考えております。収穫量が伸びないことが、その後の加工、売る、使うといった一連の流れとして回らなかったことに尽きるものと考えております。

本市といたしましても、せっかくオリーブの島、江田島の知名度が上がり、観光振興に活用すべき資源となったことから、更なる6次産業化に向けた取組は大変重要であると考えております。そのために、今後は営利栽培を行う大規模な栽培者の収益確保に向けた栽培技術、収穫量の向上のための支援と、自家栽培などオリーブを楽しむ小規模な栽培者が日常使いできるよう商品化を進めていくなど、それぞれに対する支援策の在り方を考えていかなければならない時期になっていると認識しており、次期計画の方針は、現計画の課題を踏まえて検討してまいります。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） 我々も今年3月でしたか、会派研修で小豆島を訪ね、今の江田島市の取組とどこがどう違うのか、多くのことを学ばせていただきました。とりわけ、栽培管理とそれに係る人材育成が極めて重要であることを、痛切に感じたところであります。オリーブの島、江田島市、市民を巻き込んでの一大プロジェクトとしてスタートしたオリーブ振興事業です。成功させなければなりません。そのためにもまずは収穫量を増やすためにどうしたらよいか、初心に戻って、それぞれの栽培地において適切な栽培が行えるよう、支援体制の充実が必要となっております。

くしくも、高橋産業部長の経歴の中には、農業普及指導員として御活躍されていたと

伺っております。私は、その経験に培われた卓越した知識、技術に大いに期待をしているところであります。今後は体制整備も含め、稼げるオリーブ振興策の実現に向けて取り組まれますことを強く要望させていただき、1項目めの質問を終わります。

続いて、2項目めの海辺の新鮮市場の今後についての質問に参ります。

現在の状況等については、ほぼ先ほどの市長御答弁で理解できました。最後に、これはまず、今後この持続可能な運営とするための方策についてですが、国や県との調整を図りながら、新たに運営主体を検討するとのことをございました。

そこで伺います。市内漁協の利活用がない今、施設の運営主体を漁業協同組合に限ることなく、一般事業者の対象とした幅広い募集ができればというふうに考えますが、その点についての御所見を伺います。

○議長（吉野伸康君） 高橋産業部長。

○産業部長（高橋龍二君） 今、議員、仰せのとおり、施設の運営主体は漁業協同組合でなくとも、本施設の事業目的を変えないことで、新たな運営者を幅広く公募できるように、国や県等の関係機関に要望してまいりたいと考えております。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） 分かりました。この本施設は場所にも恵まれて、この施設内の機器もそろっているというふうに聞いております。今後の在り方として、水産物のみならず、江田島市から生み出される様々な商品などの地域物産販売所としての転用なども含めて、幅広い利活用が可能となるよう、国や県との交渉に臨んでいただき、少しでも早く運営が開始されることをお願い申し上げ、本日の質問の全てを終わります。

御清聴ありがとうございました。

○議長（吉野伸康君） 以上で、8番 岡野議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。13時15分まで休憩いたします。

（休憩 12時15分）

（再開 13時15分）

○議長（吉野伸康君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番 古居俊彦議員。

○6番（古居俊彦君） 6番議員の古居俊彦でございます。

インターネットで御覧の皆様、ありがとうございます。それでは、早速、通告に従い一般質問に入りたいと思います。

不動産登記についても、令和6年度から土地の相続が義務化されますが、このことによって、社会がどのように変化しているのか、見えにくいところもあります。このことについて市道とか、そういった道路の管理はどうでしょうか。市では、市道、農道、林道等、それぞれ維持管理されていると思いますが、それぞれの道路の未登記の土地について伺いたいと思います。

ここでいう未登記とは、所有権の移転がなされていないということなんですけれども、こういったものはトラブルの原因にもなるんじゃないかと、そういうふうに考えております。この事情があって、未登記のまま残っている道路についての市側の対応は今後どのようなようになるのでしょうか。市道、農道、林道について、未登記の路線及び箇所、更

には今後の対応についてお答え願いたいと思います。

○議長（吉野伸康君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 古居議員から未登記路線について2点の御質問をいただきました。お答えをさせていただきます。

まず1点目の未登記の路線及び箇所についてでございます。

本市が管理している道路のうち、市道は1級市道が6路線、延長30.2キロメートル。2級市道が6路線、延長13キロメートル。その他市道が953路線、延長234.3キロメートルの計965路線、総延長277.5キロメートルでございます。また、農道については391路線、総延長131.5キロメートル。林道は24路線、総延長48.8キロメートルでございます。この市道、農道及び林道の道路敷地の一部には、本市に所有権を移転しないまま、未登記の状態になっている土地がございます。また、そうした路線及び箇所について、全てを把握できていないのが現状でございます。

これまで未登記となっている理由としましては、道路を工事する際の手順として、土地所有者の方から、工事の施工承諾や土地の寄附に同意をいただき、工事が完了した後で、分筆登記や所有権移転登記を行ってきたことが上げられます。この場合、工事が完了した後に登記手続を開始することとなり、その間に土地所有者の相続が発生するなど、権利関係が複雑となったことで、手続が難航した結果、所有権移転登記が完了していないものと考えております。

次に、2点目の未登記路線の今後の対応についてでございます。

今後の対応につきましては、用地買収を伴う道路工事を実施する際は、工事着手前に用地取得を完了した上で、工事に着手してまいります。また、地元からの要望により、道路の一部を拡幅する工事などにつきましては、地元の皆様の御協力を得て土地境界を確認した後に、道路部分の分筆登記と所有権移転登記の準備を整え、工事完了後には速やかに登記手続を完了させることで、未登記が発生することのないよう努めてまいります。

なお、今後、業務を進める中で、土地の境界確認や改修工事などにおいて、道路敷地に未登記の土地が確認された場合には、基本的な手続として、土地所有者に道路敷地部分の土地を寄附していただくなど、未登記路線の解消に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 古居議員。

○6番（古居俊彦君） それでは再質問させていただきたいと思います。

市長の答弁の中では、未登記となっている路線及び箇所は、全てを把握できていないとのことでしたが、今後、市道における未登記路線やその箇所について調査していくつもりはあるのか、お答え願います。

○議長（吉野伸康君） 西川土木建築部長。

○土木建築部長（西川貴則君） 未登記となっている市道の調査やその路線の未登記箇所につきましては、現時点において調査することは考えておりません。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 古居議員。

○6番（古居俊彦君） そもそも市道を管理する上で、市道内に市道として登記されていない土地があることについての支障はないのでしょうか。トラブルの元になるのではないかとと思いますが、お尋ねします。

○議長（吉野伸康君） 西川土木建築部長。

○土木建築部長（西川貴則君） 道路法におきまして、市道は公物であり、一般の用に供することが道路本来の目的であることから、道路を構成する敷地、支壁、その他の物件については、私権を行使することができないとされ、私権が制限されております。このため、道路の維持管理上、直ちに問題につながるということは考えておりません。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 古居議員。

○6番（古居俊彦君） それでは、未登記処理の市道の部分について、実績件数と経費のほうを教えてください。

○議長（吉野伸康君） 西川土木建築部長。

○土木建築部長（西川貴則君） 市道におきまして、令和4年度、令和3年度の未登記土地の対応はございませんでした。しかしながら、令和2年度に市道大君7号線、市道岡大王42号線、市道柿浦17号線など、5路線で未登記土地の対応をいたしました。また、費用につきましては、原則土地の所有者の方に負担していただいております。市において経費は負担しておりません。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 古居議員。

○6番（古居俊彦君） そういった場合があるということなんですけれども、その場合、どのような流れで事務処理を進めているのでしょうか。土地の寄附について地権者の反応はどうでしたでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 西川土木建築部長。

○土木建築部長（西川貴則君） 令和2年度の市道における未登記処理部分の事務としましては、いずれの案件も土地の所有者の方から、境界立会の要請があったことを受けて、境界確認時に道路構造物が申請者の土地に含まれていることが判明したため、道路構造物部分の土地を分筆した後に、寄附申込書を市へ提出していただき、所有権移転登記を行ったものでございます。また、土地所有者の皆様は、道路構造物が自分の土地に含まれていることに対して承知され、土地の寄附についても御協力していただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 古居議員。

○6番（古居俊彦君） 令和6年度4月1日から相続登記の申請が義務化されて、場合によっては10万円以下の過料が科されるということになっておりますが、その場合、市道内の民地を相続することによる問題はどのようにでしょうか。お願いします。

○議長（吉野伸康君） 西川土木建築部長。

○土木建築部長（西川貴則君） 先ほどお答えさせていただいたとおり、道路法にお

きましては、道路を構成する敷地、支壁、その他の物件については、私権を行使することができないとされ、私権が制限されております。このため、道路の維持管理上、直ちに問題につながることは考えておりません。しかしながら、相続手続の中で、市道敷地内の未登記土地が判明した際には、当該土地を寄附していただき、市道内の未登記土地の解消を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 古居議員。

○6番（古居俊彦君） 市長答弁では、市道の改築を要望するときに、道路用地の分筆登記及び所有権移転登記の準備が整った上でということでしたが、市側で登記手続をしていただけるのでしょうか。それとも、住民側で手続をするようなことで負担をかけているのでしょうか、お答え願いたいと思います。

○議長（吉野伸康君） 西川土木建築部長。

○土木建築部長（西川貴則君） 用地買収を伴う道路改良工事につきましては、国からの補助金を活用した事業であり、その事業採択の要件として、一定の規模や規格を満たす道路整備事業がこれに当たります。議員御質問いただきました案件につきましては、国の補助金を活用した事業とは異なり、道路の部分的な拡幅等を地元の方からの要望により、市が直接工事を行うものになります。国の補助事業の場合には、登記に係る費用も補助対象となり、市の支出が抑えられますが、道路の部分的な拡幅等の工事につきましては、補助事業の採択要件を満たさないため、事業に係る費用は市が負担することになります。

また、厳しい財政状況の中で、市民の皆様からの要望に少しでもお応えするためには、幾らかの事業費の低減が必要であると考えております。そこで、地元の方からの要望による工事につきましては、先ほどの道路改良工事と比較した場合、規模が小さく、道路の部分的な拡幅等であることから、地元の皆様には御負担をいただくこととはなりますが、寄附をしていただく土地の測量、分筆登記は、地元の皆様で行っていただき、所有権移転登記については、寄附申込書の提出を受け市が行うものとして、御協力をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 古居議員。

○6番（古居俊彦君） 丁寧な説明ありがとうございました。

再質問は市道を中心にお答えいただきましたが、農道も林道も同様であると考えております。道路の維持管理上に支障がないとあって、所有権の移転の登記を放棄するのは、問題があると思います。できれば積極的に未登記箇所を探して対応してほしいところです。よろしく申し上げます。

また、道路の一部を改良工事する場合についてですが、地元の方の厚意で極小な道路を改良する場合もあると思います。こういった路線は、本人の希望だけではなく、地元の要望として上がってくるものです。予算が必要なのはやむを得ませんが、分筆登記についても、市側で負担していただきたいと思っております。ぜひ検討についてよろしく申し上げます。

以上で私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（吉野伸康君） 以上で、6番 古居議員の一般質問を終わります。

4番 平本美幸議員。

○4番（平本美幸君） 皆様、こんにちは。4番議員、尽誠会の平本美幸でございます。

傍聴して下さっている皆様、また、インターネット配信を御覧になっておられる皆様、お時間を取っていただき、本当にありがとうございます。令和5年が早いもので、折り返しの時期となりました。依然として、不安定な世界情勢が続いておりますが、引き続き、市民の皆様の声をしっかりと市政へ届け、笑顔いっぱいのもちづくりに向けて活動してまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問いたします。

ここ何年か、最近になって大きな建物がどんどん建てられているけど、これは本当に必要なの。こんなに建物を建てるお金が江田島市にあるの。将来の維持管理費は大丈夫。との市民の方からの声を耳にします。

現在、本市では、合併特例債を利用した事業を通じて、インフラ整備の維持管理や、まちづくりの拠点となる施設整備が進められております。一方で、人口減少が進み財政規模も縮小する中、将来の維持管理や債務の償還など、今後の展望に不安を感じる市民の方々が多くおられるのも事実です。そこで、公共施設の整備や維持管理について、次の点について伺います。

1点目、これまでの事業と現在進行中の事業及び今後の事業はどうなっているのか。

2点目、これらの事業によるメリット、デメリットは何か。

3点目、次世代に残る債務償還について、どのように考えているのか。

4点目、今後の施設維持管理計画は、どのようになっているのか。

以上4点について、市長の答弁を求めます。

○議長（吉野伸康君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 平本議員から、公共施設の整備や維持管理について、4点の御質問をいただきました。順にお答えをさせていただきます。

まず、1点目のこれまでの事業と現在進行中の事業及び、今後の事業についてでございます。

初めに、公共施設の再編整備の意義を御説明いたします。

平成25年3月に取りまとめた本市の公共施設白書によれば、本市の公共施設は、昭和45年、1970年代をピークに建設されているため、一般的に大規模修繕や設備更新が必要となる築30年以上を経過した施設が約半数を占めております。また、これら全ての施設を維持する場合、大規模改修、建て替え費用が今後40年間で約640億円もの膨大な費用が必要になると試算されております。人口減少により、歳入の減少が見込まれる中で、このままでは施設の維持に多額の経費を要し、その他の市民サービスに振り分けるべき財源が圧迫されかねないことから、将来に向かったまちづくりの持続性を確保するため、平成26年12月に公共施設の在り方に関する基本方針を策定し、公

共施設の統廃合、複合化、再編整備などを進めていくこととしたものでございます。

御質問のうち、これまで実施した事業でございます。集会所や公民館等の市民文化系施設については、「公共施設のあり方に関する基本方針」で整理したとおり、旧町単位に市民センター、旧小学校区単位に交流プラザを整備、基礎的なコミュニティー単位には1施設を原則として、再編整備を進めてまいりました。令和4年度末までに市内各地区に市民センターや交流プラザなど12施設を整備し、26施設を削減しております。また、現在、進行中の事業は、（仮称）飛渡瀬交流プラザ及び（仮称）切串交流プラザの新築工事、小古江老人集会所の改修工事、（仮称）柿浦交流プラザ及び（仮称）大幸交流プラザの新築設計、幸ノ浦老人集会所の改修設計でございます。

今後は、その他の五つの地区について、地元との協議を踏まえつつ、再編整備について検討してまいります。

次に、2点目のこれらの事業によるメリット、デメリットでございます。

施設は老朽化により、大規模改修や建て替えが必要となる時期が必ずまいります。公共施設の再編整備は、地元との協議を重ねながら、当該地区の施設の在り方をあらかじめ整理した上で、将来も使用する施設への機能集約を含めた大規模改修等を行うとともに、使用しない施設を廃止するものでございます。

したがって、公共施設の再編事業のメリットは、必要な施設改修等を手戻りなく実施できること。また、施設を廃止したことにより、改修費用や維持管理経費を圧縮できることにあると考えております。また、デメリットでございます。将来も使用する施設の大規模改修等により、一時的に多額の経費が必要となる点や、再編整備への投資がここ数年間に集中していることから、将来これらの施設が同時期に更新を迎えることとなる点が、デメリットと考えております。

次に、3点目の次世代に残る債務償還の考え方でございます。

合併特例債をはじめとした市債は、現役世代だけでなく将来にわたって長く利用していく施設の整備等の財源として、将来の世代にも負担をお願いするものでございます。

令和4年度末の合併特例債の残高は、地域振興基金造成分を除き、71億5,334万円で、令和24年度が償還期限となっております。残高のうち、元利償還金の70%を交付税措置されますので、本市の実質的な負担額は21億4,601万円となっております。

なお、合併特例債の発行は、銀行等の金融機関から借り入れることとなっておりますので、見積りを徴取した上で、利率の最も低い金融機関から借入れをしておりますので、その償還に当たりましては、借入れ時の契約に基づき、年2回の定時償還を行っております。今後も将来世代の負担の増加につながらないように、適正な市債の発行と償還の管理に努めてまいります。

次に、4点目の今後の施設維持管理計画はどのようになっているのかでございます。

平成29年3月に取りまとめた公共施設等総合管理計画では、施設の利用実態を踏まえ、今後も使用を継続する公共施設につきましては、計画的に改修、設備の更新などを実施することで、施設の長寿命化を図ることとしております。また、インフラ、公営住宅、学校等の施設については、個別の長寿命化計画を定めた上で、定期的に施設改修を

実施することで、施設の長寿命化を図ることとしております。今後も公共施設を大切に使い続けていくため、日常点検による異常の早期発見、早期修繕など、適切な維持管理に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 平本議員。

○4番（平本美幸君） ただいまの答弁の内容について、再質問させていただきます。

現在、行われている公共施設の再編整備は、今後人口減少により、歳入の減少が見込まれる中、施設の維持管理費を圧縮することを目的に取り組み、12施設を整備し、26施設を削減したとのことでした。

それでは、これらの26施設を削減したことで、どの程度の効果があったのか。また、どの程度の効果が見込まれるのか伺います。

○議長（吉野伸康君） 畑河内企画部長。

○企画部長（畑河内 真君） 削減効果についての御質問です。

削減効果を費用面で見ますと、平成25年に策定した公共施設白書を基に、廃止した施設に要していた維持管理費を集計いたしますと、26施設に要していた年間の維持管理費は約2,500万円となっております。この経費は1年間に要する経費でございますので、例えば施設の廃止から2年を経過いたしますと、単純計算で2倍の約5,000万円、3年後には3倍の7,500万円の削減効果があったということになります。

さらに、廃止施設の多くは1970年代に建設されていることから、築後約50年経過となりますので、引き続き使用した場合は、建物の大規模修繕等の経費も必要となったと見込まれるところでございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 平本議員。

○4番（平本美幸君） ただいま答弁されたように、単年度当たり約2,500万円の費用面での効果は理解いたしました。しかし、廃止した施設を使っていた市民の方からは、以前より遠くなり不便になったとの声も聞かれます。現在進行中の再編整備もでございます。多額の経費を投じる公共施設の整備が、将来、市の大きな負担とならないようにしっかりとしたビジョンを持ち、着実に進めていただくようお願いいたします。

次の質問です。公共施設の再編整備により、施設の機能の集約化が進んでおりますが、廃止した公共施設には避難所として活用されてきたものがあるのではないのでしょうか。避難所であった施設が廃止された場合には、他の施設を避難所として設定されていると思いますが、災害発生時等に、お年寄りやお体の不自由な方々が、安全に早く避難できる距離に、避難所は確保できているのか伺います。

○議長（吉野伸康君） 佐野危機管理監。

○危機管理監（佐野数博君） 廃止したことにより、避難所は確保できているのかという御質問です。

まず、避難所につきましては、大きく分けて三つに区分されております。一つ目は、台風や大雨などにより災害の発生が予想されるとき、短期間、緊急的に一時避難する場所として開設します一時避難所が、江田島市には23か所ございます。二つ目は、地震

など大きな被害があった場合、長期間を想定しました体育館などの拠点指定避難所が、江田島市には21か所ございます。三つ目、一時指定避難所と拠点指定避難所だけでは受入れができない場合など、そういった状況に応じて開設することになります、お寺ですとか、公的施設などのその他避難所が江田島市には53か所指定してございます。

御質問にありました26施設についてでございますが、一時指定避難場所であった施設につきましては、新たに近隣に建設の代替施設等を指定しておりますので、避難所としては問題ございません。また、廃止の26施設のうち、その他指定避難所のまま、地元に移譲されました施設が3施設ございます。こちらにつきましては、一時避難所や拠点避難所でも対応できなくなった場合の備えとして、地元をお願いをして使用させていただくことを考えておりますので、以上のことから、避難所につきましては確保はできております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 平本議員。

○4番（平本美幸君） 分かりました。市民の尊い生命を守るために避難所を確保することは、安全安心なまちづくりのために必要不可欠です。災害はいつ起こるか分かりません。非常時の安全確保については、しっかりと確実に取り組んでいただくようお願いいたします。

次の質問です。市民の財産である廃止した公共施設の処分は、取り壊して更地にしたたり、地元へ譲渡したり、民間へ売却するなど、様々な活用方法があると思います。そこで、これまで削減した26施設は、どのような形で活用されているのか伺います。

○議長（吉野伸康君） 畑河内企画部長。

○企画部長（畑河内 真君） 廃止26施設の活用方法の内訳でございます。

建物を取り壊して更地にしたものが10施設、地元へ譲渡した施設が5施設、売却、貸付けを行った施設が5施設、現在、販売中の施設が4施設、売却に適さないなどの理由で、そのまま残置しているものが2施設となっております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 平本議員。

○4番（平本美幸君） 公共施設としての役割を終えた施設であっても、まだまだ活用できる施設もあり、市民の財産である公共施設は、地元の団体や民間企業で活用することで、新たな価値が生まれることもあります。最近、カキの加工工場やグランピング施設など、廃止した施設の敷地や建物を民間が購入又は、借用し活用されているケースもあります。大切な市民の財産を有効活用するため、使わせてほしいとか、こういう利用方法があるのではないかという声があれば、しっかりと耳を傾け、地域の活性化のためにも、積極的かつ前向きに検討していただきたいと思います。

次の質問です。市では、廃止した施設を地元へ譲渡した場合、修繕、解体、光熱水費、下水道接続費などを補助する制度を設けております。また、施設の修繕については、最初の補助を受けてから5年間は、再度補助を受けられない制度となっております。そこで伺いますが、仮に補助を受けて修繕した施設が、5年以内に災害などで再び修繕の必要が生じた場合、2回目の補助は受けられないということでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 畑河内企画部長。

○企画部長（畑河内 真君） 補助制度についての御質問です。

地元で譲渡させていただいた施設は、もともとその維持管理を地元で御負担いただくという前提で、所有権を市から地元自治会などへ移させていただいております。このため施設の維持管理や修繕費用は、所有者である地元団体が負担するのが原則と考えます。しかしながら、これらの施設を引き続き利用される場合の地元団体の御負担を軽減するため、修繕費や光熱水費の一部を公費で負担しているものでございます。

御質問の災害などの不測の事態に対する支援については、基本的には施設の維持管理については、所有されている方、自身で行っていただくということになるかと考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 平本議員。

○4番（平本美幸君） 維持管理は所有者が担うのは理解できます。しかし、地元で施設の譲渡をする際に、こうした思いがけない負担が生じることの理解を得た上で、譲渡すべきと考えますので、事前説明はしっかりと行っていただくようお願いいたします。また、今後大きな被害が生じるような災害が発生した際、地元の力だけでは修繕することが不可能なケースも考えられます。そうした場合には、柔軟な対応を取っていただくようお願いいたします。

次の質問です。公共施設の再編整備では、施設を廃止するだけではなく、新たに施設の建築や廃校などを大規模改修して、地域の拠点施設を整備しております。拠点施設の新築や大規模改修には、それぞれ数億円のコストを投じており、その財源は合併特例債という借金であることから、多くの市民の方から市の財政は大丈夫なのかと心配する声が聞かれます。

この公共施設再編整備の主な財源となっている合併特例債は、幾ら借金をして、その返済はいつまでかかるのか伺います。

○議長（吉野伸康君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） 合併特例債についての御質問です。

市長の答弁にも少し触れたんですが、合併特例債は合併した町が新たなまちづくりのために実施する事業に必要なお金を借り入れできる制度です。この事業費の95%を借り入れすることが可能で、この借り入れたお金の70%を交付税として国が負担してくれるものです。合併以降に、本市が借り入れたお金は、平成17年度から発行期限を迎えます来年度、令和6年度までで約122億円となる予定です。このうち約70%が国からの交付税で措置されますので、本市の実質負担額は約37億円と見込んでおります。

また、償還期限につきましては、最長で20年間となっておりますので、全ての償還を終えるのは、令和26年度となります。当然、借入れに当たりましては金融機関から償還期間や利率について見積りを徴取しており、年度ごとで過度に負担とならないよう、平準化を図って進めております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 平本議員。

○4番（平本美幸君） 合併特例債が幾ら有利な財源であるとはいえ、国からの借金であることには変わりません。そしてこの借金は、将来に負担を引き継ぐことになりま
す。今後、本市の人口減少は急激に進み、市税などの収入が減少することが予測されま
す。持続可能な江田島市を守るための新たな財源の確保と、節約についてどうお考えな
のか伺います。

○議長（吉野伸康君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） 人口減少により、市税などの歳入の減少が見込まれる中
で、今後の財源確保をどのようにするのかという御質問だと思います。

市民の皆様の日々の暮らしを守り続けるため、必要な財源を確保していくことは大変
重要なことであると認識しております。そのため、本市では令和2年度に江田島市行財
政経営計画を策定し、歳入の確保と歳出の見直しを進めているところでございます。そ
の一つに、受益者負担の見直しなどによる歳入の確保。二つ目に、事務事業の検証によ
る歳出の抑制です。入るお金と出るお金を両面からチェックすることで、安定した財政
基盤の確立に今後も努めてまいります。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 平本議員。

○4番（平本美幸君） しっかりとした歳入確保のために、やはり人口減少の抑制、
移住・定住の促進が求められております。江田島市が最も重視すべき課題である人口減
少の改善を図るとともに、今後も持続可能な江田島市の行政経営を図っていただくよう
お願いいたします。

次の質問です。近年、公共施設の再編整備を積極的に取り組まれた結果、同じような
時期に多くの施設が建て替えられ、また、大規模改修が行われております。市長答弁の
中のこの事業のデメリットのように、将来これらの施設が同じ時期に、機器の故障や施
設の不具合が生じ、修繕等による多額の経費が集中的に必要となるのではないかと心配
しております。この課題に対する備えが必要ですが、どのようにお考えなのか伺います。

○議長（吉野伸康君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） 将来にわたる長期的な視野に立った施設の維持管理につ
いての御質問です。

平成29年に策定した公共施設等総合管理計画では、施設の種類ごとに施設の更新や
大規模改修、維持管理費用の平準化を図ることとしております。また、将来の施設更新
等に備えて、公共施設整備基金などの積立ても行っております。施設管理者として責任
を持って施設を管理しながら、将来に備えた蓄えを準備しておくことが大切であろうと、
このように考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 平本議員。

○4番（平本美幸君） 現在、整備している施設は、いずれにしても同時期に更新期
を迎えることは間違いありません。今のうちから基金の積立て等でしっかりとした備え
をお願いいたします。

最後の質問です。先ほどの市長答弁の中に、今後も公共施設を大切に使い続けていく

ため、日常点検による異常の早期発見、早期修繕など、適切な維持管理に努めていくとのことでした。市の公共施設は、子供から大人まで広く市民の皆様に使ってもらって初めて経費を投じて整備し、維持していく価値があるのではないのでしょうか。しかし、残念ながら若い世代を中心に、公共施設を使わない、使ったことがないという市民の方々もおられます。

公共施設を価値のあるものとするためには、市民の皆様にご気持ちよく使っていただくことが大切です。公の施設とは、普通地方公共団体が住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するために設ける施設をいうと、地方自治法第244条第1項に掲げられております。せっかくの市民のための施設です。しっかりとPRをし、しっかりと使っていただく必要があるのではないのでしょうか。

また、市民の皆様に使っていただくからこそ、気づく修繕箇所もあるかと思えます。公共施設のうち、これからも使い続けていく施設については、使用に耐え得るように、適切な点検や修繕を行っていただきたいと考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 畑河内企画部長。

○企画部長（畑河内 真君） これまで整備を進めてまいりました市民センターや交流プラザ、各地域のまちづくりの拠点として、地域の皆様にも末永く御利用していただきたい施設でございます。市の公共施設としての維持管理は、それぞれの施設所管課が責任を持って実施してまいります。ただし、公共施設を長く快適に使っていただくためには、地元の皆さんがしっかりと地域の大事な施設であると思っていただくとともに、実際に施設を利用される方と一緒に大切に使う必要があると考えております。

現在は、公共施設の使い方などに関する周知というのは、十分にはできているとは考えておりませんので、ホームページなどを活用し、しっかりと周知するとともに、必要な維持管理を行ってまいりますので、ぜひ、それぞれの地域で有効に使い、施設を育てていただければありがたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 平本議員。

○4番（平本美幸君） 繰り返しになりますが、市の公共施設は市民の皆様に使ってもらって初めて価値があるものになります。もちろん費用対効果の観点から、既に使っていない施設などについて、維持や修繕を行うべきとは考えておりません。しかしながら、今後、廃止する予定もなく、使っていくことが見込まれる施設なのに、市民の皆様が施設のことをよく知らなかったり、使おうと思っても使えない状態になっていたりということであれば、その施設の維持管理経費が無駄なものとなりかねません。これからも使う予定の施設はしっかりとPRをし、使える状態にして市民の皆様にご提供する。これを心がけて、施設の運営を行っていただくようお願いいたします。

また、子供たちの教育の場である学校施設の維持管理について、先生から修繕を希望する声を上げて、なかなか対応していただけないという声も聞いております。江田島市にとって子供は宝です。誰一人、取り残さず、充実した学習ができる環境をつくるために、しっかりと現状を把握し、早期の修繕をお願いいたします。

今後とも施設を整備する際は、その必要性や適正規模等をしっかりと検討し、無駄のないように取り組むとともに、既存の公共施設の適切な維持が可能な財政経営を行っていただくよう強く要望し、私の質問を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、4番 平本議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。14時15分まで休憩いたします。

（休憩 14時01分）

（再開 14時15分）

○議長（吉野伸康君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより1番 宮下議員の一般質問を行います。答弁を補完するため資料持込みの申出が教育委員会からありましたので、これを許可しました。

なお、内容を説明するものではありませんので、議場配付は行っておりません。

1番 宮下成美議員。

○1番（宮下成美君） 皆様こんにちは。1番議員、尽誠会の宮下成美です。御多忙の中、傍聴にお越しいただいている皆様、また、ネット配信を御覧になっている皆様には誠にありがとうございます。

それでは通告に従いまして、2項目6点について質問をさせていただきます。

それではまず、1項目めの江田島市における主権者教育の取組と今後についてです。

近年、不安定な情勢が続いている中で、国や社会の問題を自分事として捉え、自ら考え判断し、行動していける子供たちを育成していくことや、また、若者の投票率向上が求められている中、本市においても議会アドベンチャーなど様々な取組が行われておりますが、更なる取組の強化が必要と考えられることから、次の点について伺います。

1、主権者教育についてどのように捉えているか。

2、本市における取組の効果及び評価は。

3、今後どのように主権者教育を展開していくかの3点について伺います。

続いて、2項目めの基幹公園及び地区公園などの再編整備及び今後についてです。

公園とは、憩いや健康づくりの場でもあり、子供たちにとっては安全に遊び成長できる、市民生活には欠かせない公共施設の一つであり、全国の自治体でも、子育て施策の観点から整備を進める自治体も多く見られるところであります。本市において、公園は公園等管理活用計画を基に、整備、管理、活用されておりますが、豪雨災害によって計画が思うように進まなかったものの、計画期間が残り5年と折り返しを迎えるところから、次の点について伺います。

1、現在の市内の公園の状況についてどう評価するか。

2、今後の基幹公園整備についての方向性は。

3、若者や子育て世代のニーズを取り入れた特徴ある公園を整備してはどうか。

以上、2項目6点について、市長、教育長の答弁を求めます。

○議長（吉野伸康君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 宮下議員から2項目6点の御質問をいただきました。

私から、2項目めの基幹公園及び地区公園などの再編整備及び今後についてを答弁さ

させていただきます。1項目めの江田島市における主権者教育の取組と今後につきましては、教育長から答弁させていただきます。

まず、2項目め1点目の現在の市内の公園の状況について、どう評価するかについてでございます。

市民の皆様にとって公園は、憩いや健康づくりの場として大切な公共施設であり、また、子育て世代や若者などの多くの方に利用される施設でございます。本市では近年、少子高齢化に伴うニーズの変化や人口の減少などに伴い、公園の利用者の低下が目立っている状況にあり、利用頻度が低い公園や管理の行き届いていない公園があることは、認識をしております。こうした中、公園等の現状や市民ニーズ、今後の需要見通しを把握し、公園の統廃合、機能拡充、効率的な管理の在り方などを検討した上で、総合的な管理活用に取り組むため、平成30年度に公園等管理活用計画を作成いたしました。

しかしながら、平成30年7月豪雨災害の復旧工事を優先したため、公園等管理活用計画を一時中断しておりました。災害復旧に一定のめどがついたことから、昨年度、令和4年度から、本計画に基づく取組を再開しているところでございます。計画期間が残り5年という折り返し地点に達しており、今後、積極的に公園の再編整備を進めることが重要となってまいります。本市としましては、公園の整備、管理、活用などを効果的に進めることで、次世代の負担軽減に配慮しつつ、安全で快適な都市環境の形成に向け、統廃合を含めた再編整備が必要であると認識をしております。

次に、2点目の今後の基幹公園の整備についての方向性についてでございます。

基幹公園は、公園等管理活用計画において、交流を活性化させる公園としての整備を基本的な方針としており、個性ある公園施設の整備に取り組んでいくこととしております。しかしながら、基幹公園の整備には多額の費用が見込まれます。そのため将来にわたって、持続的に公園の維持管理を行うためにも、地域の身近な公園である地区公園から再編整備を進めることとしております。

次に、3点目の若者や子育て世代のニーズを取り入れた特徴ある公園の整備をはいかがでしょうかについてでございます。

子育て支援策といたしまして、若者や子供が安全で安心して伸び伸びと遊ぶことのできる公園づくりを求める声があり、若者や子育て世代のニーズに寄り添った公園整備が必要であることは認識をしております。一方で、人口減少、少子高齢化が進む中で、利用者の少ない公園の統廃合や公共施設の活用など、効率的な管理の在り方などを検討していく必要もでございます。限られた財源の中で、将来を見据えた公園整備の取組を進めるため、公園等管理活用計画に基づき、市民の皆様から幅広い意見を伺いながら、地域の状況に合ったよりよい公園となるよう進めてまいります。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 岡田教育長。

○教育長（岡田 學君） 宮下議員から、江田島市における主権者教育の取組と今後について、3点の御質問をいただきました。順にお答えをさせていただきます。

主権者教育とは、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者を育成することとされております。

そこで、まず1点目の主権者教育について、どのように捉えているかについてでございます。

学校は社会の縮図とも言われております。異なった年齢、異なった考え方の子供が集い、共同しながら学校生活を送ります。この学校生活の充実と向上を図るための活動が、学級活動や児童会活動、生徒会活動であり、これらは社会における自主的活動そのものであると言えるものでございます。これらの活動の充実こそが、主権者としての基盤となる資質能力を育むものであると捉えております。

さらに、近年、選挙権年齢や成年年齢が引き下げられ、高校生が在籍中に選挙権を行使できるようになるなど、子供たちにとって政治や社会は一層身近なものになるとともに、自ら考え積極的に社会の形成に参画する環境となってきております。そのような社会の変化に伴い、小学校、中学校の段階から、子供たちに主権者としての必要な資質能力を身につけさせていくことは、これまで以上に重要となっていると捉えております。

次に、2点目の本市における取組の効果及び評価は、についてでございます。

主権者教育における本市の特徴的な取組の一つに、議員、御指摘のとおり、小学校6年生を対象に行っております市議会アドベンチャーがございます。これは、地方自治の仕組みを学ぶとともに、地域社会の一員として地域の課題を取り上げ、意見を述べることを通して、主体的に社会の形成に参画していく意識を育むことを目的に、実施しております。昨年度は、児童から空き家問題に対する提案や、江田島市の活性化に向けた提案などがございました。参加した児童の感想には、「みんながこれからの江田島市についていろいろ考えていることを知り、江田島の明るい未来が見えてきました。これからも、江田島市の選挙に注目し、18歳になったら必ず選挙に行こうと思いました。」といったものがありました。このような意識を育むことができたことは、主権者教育としての本市の取組が成果を上げていると感じております。

最後に、3点目の今後どのように主権者教育を展開していくかでございます。主権者教育については、先ほども申しましたように、学校生活における自主的活動が主権者としての資質、能力を育む上で大変重要であると捉えております。そのため、例えば自分たちの学校の校則などについても、絶えず議論を重ねながら、時代の変化も踏まえて見直していくといった活動を充実させていく必要があると考えております。また、学級や校内で問題が生じた際には、自分たちが主体となって話し合い、解決していくといった自主的活動による成功体験をしっかり積ませていくことも大切であると考えており、こうした活動の充実にも取り組んでまいります。

さらに、教科等の学習においても、主権者教育としての視点を加えながら、更なる充実を目指すことが大切であると考えております。例えば、社会科などでは、自分たちの住む町の政治や地方自治などについて学ぶ際には、単にその仕組みについて必要な知識を習得させるだけではなく、地域の関係機関との連携を更に進め、実感を伴った理解になるように努めてまいります。なお、本市の学校は、県の指定を受けキャリア教育や探求学習などにも取り組んでおります。

例えば、キャリア教育によって子供たちは、自分の能力で興味、価値観を探求する機会を得ます。キャリア教育をより一層充実させることで、主権者教育の一環としての意

思決定力や自己責任の発展につながると考えております。

今後子供たちの学習負担を考慮しつつ、これまで取り組んできた教育と主権者教育を関連づけながら、主権者として社会の中で自立し、他者と連携、協働しながら、社会を生き抜く力や、地域の課題解決を社会の構成員の1人として主体的に担う力を発達の段階に応じて身につけさせていくことに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 宮下議員。

○1番（宮下成美君） ただいまの質問について、市長と教育長から丁寧な答弁をいただきありがとうございます。

それでは、これより順に再質問をさせていただきます。

まず、1項目めの主権者教育の取組についての再質問とさせていただきます。

1点目の主権者教育について、どのように捉えているのかお答えをいただきました。

学校は社会の縮図という点について、私も全く同じ考えであります。子供たちにとって成長の過程の中で、家族という社会の次に大きいのは学校という単位になってくると、私も認識しているところであります。

そこで伺います。答弁の中で、選挙権年齢などが引き下げられたことなどに関する社会変化について触れられていますが、中学校での生徒会活動、生徒会長を選ぶときに選挙を行っていると思います。どのようにして行っているのか、具体的に教えてください。

○議長（吉野伸康君） 山井教育部長。

○教育部長（山井法男君） 生徒会選挙に関する御質問です。

中学校では、実際の選挙に近い形で選挙を実施しています。生徒の中から選挙管理委員会を立ち上げて、選挙の告示をするところからスタートし、投票を迎えるまでに、選挙ポスターの掲示や校内における選挙運動などを行っています。投票当日には、立ち会い演説会を設け、立候補者やその応援者による演説を行い、その後、投票に移ります。投票箱については、市の選挙管理委員会から、実際に選挙で使う投票箱を借りて、投票を行っている学校もあります。投票後は選挙管理委員会による開票により当選者を決定し、公表するという形を取っております。

○議長（吉野伸康君） 宮下議員。

○1番（宮下成美君） 生徒会選挙が実際の選挙に近い本格的な形で行われていることが分かりました。では、実際そのような過程を経て組織された生徒会ですが、生徒会では具体的にどのような活動をされているのでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 山井教育部長。

○教育部長（山井法男君） 生徒会活動についてのお尋ねです。

学校によって規模が違いますので、委員会の数が違うんですけれども、大柿中の例を言います。生徒会長が1人、それから生徒会の副会長が2人、その下に六つの委員会で構成されています。この六つを言いますと、代議委員会と図書委員会、保健委員会、美化委員会、体育委員会、報道委員会の六つです。全ての生徒がどれかの委員会に入って、日常的な活動に加えて月1回は委員会の会議を行っています。先ほどの生徒会選挙のと

きの選挙管理委員会につきましては、この六つの委員会とは別に、選挙のときだけ臨時に設置されます。

○議長（吉野伸康君） 宮下議員。

○1番（宮下成美君） 生徒会の構成などについてよく分かりました。

学校は社会の縮図というように、かなり本格的な形で、委員会が組織されて学校の生徒会が運営されているんだということ。その中で、生徒会活動を通じながらのほかの授業や自治的活動などと組み合わせて、引き続き必要な力を育めるようサポートをお願いします。

それでは2点目です。本市における取組の効果及び評価についてお聞きします。

現在、小学校6年生を対象に、市議会アドベンチャーを実施しておりますが、以前は子ども議会という名前で開催していたように記憶しているんですが、子ども議会が市議会アドベンチャーに変わった経緯をまず教えてください。

○議長（吉野伸康君） 山井教育部長。

○教育部長（山井法男君） 子ども議会が市議会アドベンチャーに変わった経緯についてのお尋ねです。

ここにいらっしゃる議員の皆さんには、以前やってた子ども議会を覚えている方もいらっしゃると思います。江田島市子ども議会は、平成22年度と23年度の2か年実施しました。そのときは小中学校から各校から2人ずつ、当時、小中学校が12校ありましたので、24名の児童生徒が議員役となって、一般質問を行うというものでした。参加した子供たちにとってはよい経験となりますけれども、各校2人しか参加できないというのが課題となっていました。

もう一つの課題として、質問を各学校で考えてくるわけですがけれども、事前の調整が難しいため、質問がダブったり、前の年度の質問と同じようなものだったりしました。そうした反省から一旦中止しまして、いい形を考えて平成29年度から今の形の市議会アドベンチャーとして実施しています。今の形は小学校6年生が社会科で、政治や議会について学ぶため、小学校6校全ての6年生が、一気には入れませんので、グループ分けするんですけれども、順番にここに来てもらって、一般質問をする形にしています。

その小学校6年生の教科書を持ってきてるんですけれども、これが6年生の社会の教科書です。これで市役所の働きというのが2ページ見開きであって、続いて市議会の働きというのが2ページあります。写真つきで議場の写真とかもあるんですけれども、あとは税金の働きとかと続いていくんですけれども、こうしたことから、6年生を対象にしているということでございます。

○議長（吉野伸康君） 宮下議員。

○1番（宮下成美君） 市議会アドベンチャーについては、私も参加させていただきました。そして6年生がああいう教科書を基に勉強して、市議会アドベンチャーに挑んでいるというのもよく分かりました。おっしゃられたように、市議会アドベンチャーは全小学6年生が体験できるため、とてもすばらしい取組だと感じました。空き家問題や、江田島市の活性化などを提案されて、提案はとてもすばらしいのですが、反面、提案の規模が少し大きく、答える市役所の執行部のその当時は課長さんたちが答えていたと思

いますが、課長さんたちもなかなかポジティブな答えが返しにくく、また、子供たちも成功体験を得にくいといえますか、どこか消化不良な様子があるといった印象を受けました。

そこで少し事例を出して紹介させていただきますと、山形県遊佐町という人口約1万3,000人の町では、中高生を対象に江田島市でも取り組んでいた子ども議会のような少年議会というものを設けて、その中で効果的な活動をされています。その少年議会に45万円の予算を設け、実際に町の困り事や課題を抽出していき、議会と行政と協力しながら、それを解決していきます。この活動が始まったきっかけは、少子高齢化や若者の地元離れを危惧し、地域の中の主権者としての意識を醸成していくために始められたようです。小さなステップで小さな成功体験を感じることは、とても自信につながると考えています。

本市でも、例えばですけど、各小学校に5万円ほどの枠を設けて、学校内の困り事や学校周辺、そして学校内の困り事や校内環境向上などに関する課題解決の議会アドベンチャー、もしくは児童会、生徒会などで解決していけるようにしてはどうでしょうか。主権者としての意識、また学校自主的な活動としてとても有効と思いますが。

○議長（吉野伸康君） 山井教育部長。

○教育部長（山井法男君） 小学校でも子供たちに一定の予算、例えば5万円とかを与えて、それをみんなで何に使うか考えるというようなことで、主権者教育に取り組んではどうかとの御提案です。

小学校の児童会活動は、中学校の生徒会活動ほど活発ではありませんけれども、そのように、一定の5万円とか10万円でもいいんですけれども、これを子供たちで何に使うか、有効な使い方を考えようと話し合っ決めて。こういうやり方は非常に有効なことだと思えます。今後そうしたことも考えていきたいと思えます。

○議長（吉野伸康君） 宮下議員。

○1番（宮下成美君） ぜひ、子供たちの活動や意見や発表が、満額回答にならずとも何かしらの形となって実感が得られるような取組となるように、検討のほどよろしくをお願いします。

3点目の今後どのように主権者教育を展開していくかについてに移ります。

答弁の中で、校則について触れていただきましたが、社会の仕組みを学ぶ上で、学校生活におけるそういった自主的活動を私も大変重要と考えています。そこで、校則の見直しや変更のプロセスについて詳しく教えてください。

○議長（吉野伸康君） 山井教育部長。

○教育部長（山井法男君） 校則の見直しについての御質問です。

校則の見直しは最終的には、教育に責任を負う校長の権限です。見直しについて児童生徒が話し合う機会を設けたり、あるいはPTAにアンケートをしたり、そうしたことで児童生徒や保護者が何らかの形で参加する例もあります。世の中の流れとしましては、今後、校則の見直しに当たっては、児童会や生徒会、学級会などの場を通じて、児童生徒に主体的に考えさせることも必要だと考えています。

一つ、中町小の事例を申し上げますけれども、小学校では鉛筆しか使っちゃいけない

んです。シャーペンが中学校からということに全ての小中学校で江田島市内ではなっています。令和3年度に中町小の6年生が、中学校から使えるようになるので、その準備段階として、小学校6年生のときからシャーペンを使いたいという提案がありました。それを受けて、職員、教員の間で話し合っているんじゃないかと、これは保護者にも諮ろうということで、保護者、PTAとも協議して、小学校6年から使わせてもいいんじゃないかとということになりまして、昨年度から中町小だけ小学校6年生からシャーペンが使えるようになっております。

このように、児童生徒に主体的に取り組ませることによりまして、自主的に校則を守るようになるとか、その取組が児童生徒に自信を与える。そういった契機となって、学習面や部活で成果を上げるというような効果も、期待できるのではないかと考えております。

○議長（吉野伸康君） 宮下議員。

○1番（宮下成美君） その子の声が、何か大人を通じて形になって、すごくここまでの質問の成果にもつながって、すごくいいことだと思いました。ですが、各小学校長先生に最終的な校則の権限があるということがよく分かりました。

お答えいただきましたように、私も児童生徒に主体的に校則については考えていってもらいたいと思っています。守られるルールと自分たちが見直して決めていったルール、校則では責任感が違ってきますし、大人になって社会に出たときに、その経験を応用していけるように、ハードルは幾つかあるかと思いますが、少しずつでいいので子供たちに主体的に自分たちの校則やルールについて考える機会を、他自治体の研究を重ねながら設けてやってください。

また、答弁の中では、3点目の答弁の中でキャリア教育についても触れられています。

近年、議会や社会の仕組みを通じて教育を進める主権者教育と、様々な職業について知り社会との関わりを学ぶことで、キャリア感を醸成していくことはセットで行うということが、教育長もお答えいただきましたように有用であると言われていています。先日、能美中学校でも行ったと耳にしましたが、キャリア教育について具体的にどのような取組をされていますか。

○議長（吉野伸康君） 山井教育部長。

○教育部長（山井法男君） キャリア教育についての御質問です。

各校それぞれキャリア教育に取り組んでおりまして、例えば能美中学校では、江田島荘の阿部総支配人に来ていただいて話をさせていただいたりとか、あと新聞にも載りました江田島小学校でバレットグループの方にお話をいただいたりとか、あと江田島中学校では、面接の練習をするんですけど、これ実際の企業の方に、広島電鉄とか広島ガス、マツダの人事担当者の方にゲストティーチャーに来ていただいて、模擬面接をするといったようなことを、それぞれ学校ごとに、どこの学校もやっております、こうしたところは今後とも充実させていきたいと考えております。

○議長（吉野伸康君） 宮下議員。

○1番（宮下成美君） キャリア教育の取組状況について分かりました。

引き続き、協力いただいた事業者の方にも、また、今後も協力していただきながら、

子供たちが多様な職業の方と触れ合いながら、そしてまた、社会や議会、行政の仕組みとリンクさせながら、成長していけるようにサポートのほどよろしく願いいたします。

では、次の基幹公園及び地区公園などの再編整備についての質問に移ります。

まず、1点目の現在の市内の公園の状況について、どう評価するかについてです。

利用頻度の低い公園や管理の行き届いていない公園があると認識しているとのことですが、具体的にどの公園かお答えいただけますか。

○議長（吉野伸康君） 西川土木建築部長。

○土木建築部長（西川貴則君） 利用頻度の低い公園としましては、秋月児童公園、東浜3区児童公園、岡大王東児童公園、大盤児童公園等がございます。これらの公園は比較的狭小であることや、公園までのアクセスがあまりよくなく、利便性が高いと感じられていないことから、利用頻度が低くなっていると認識しております。また、管理の行き届いていない公園としましては、大原ふれあい公園、秋月児童公園、岡大王東児童公園、高祖東児童公園等がございます。

本市では、自治会やまちづくり協議会などの地域の団体が、安全で快適な公園の利用に向けて、公園の清掃及び除草等の維持管理活動を行う、いきいき公園づくり制度の取組を進めているところでございますが、この制度を活用していないこれらの公園につきましては、年間で1回から2回程度の除草作業となっているため、時期によっては維持管理が十分にできず、草などが繁茂している状況がございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 宮下議員。

○1番（宮下成美君） 島内には多くの地区公園があります。おっしゃられるように、草が茂ってひどいところでは、イノシシのすみかのような場所も見受けられます。それらを清掃、除草するには当然費用もかかってくると思うのですが、地区公園、森林公園、基幹公園、それぞれの年間維持管理費はどれぐらいかかっているのでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 西川土木建築部長。

○土木建築部長（西川貴則君） まず、都市整備課が所管する公園ということで、年間の維持管理費について答弁させていただきます。

都市整備課が所管する公園における年間の維持管理費としましては、地区公園が約650万円、それから基幹公園が約840万円、それから森林公園が約18万円ということで、合計約1,500万円でございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 宮下議員。

○1番（宮下成美君） 都市整備所管分で約1,500万円程度ということで、毎年多額の費用がかかっていることが分かりました。

続いて、2点目の今後の基幹公園の整備方針についてですが、地区公園から進めていくとのことでした。基幹公園の一つである例に挙げて、一つである総合運動公園の奥側を例に出して言うと、草は茂り、イノシシが掘り返し、豪雨災害以前からとても荒れた状況にあります。なかなか整備が進んでいないという場所の一つであります。その整備が進まない場所ですが、理由のほうはどうなっているのでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 西川土木建築部長。

○土木建築部長（西川貴則君） 先ほど申し上げましたように、都市整備課が所管する公園では年間約1,500万円の予算を計上しまして、維持管理を現在しているところでございます。新たな区域の維持管理というように、維持管理水準を上げる新たなところに及ばすというためには、維持管理対象となる公園の統廃合などによって、財源を確保することが、まず必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 宮下議員。

○1番（宮下成美君） 財源の制約があるということです。あの場所は桜がきれいで春には弁当を持って出かけたはいいものの、荒れていてとても残念だったという声も耳にしたことはあります。あそこで見れないと下のアスファルトにごさを敷いてみたり、そういうもったいない状況にあるということなので、再編の優先順位はあれど、早急な改善の必要性はそこはすごく強く感じます。

基幹公園、森林公園、地区公園も整備には多額の費用がかかると、いつも折に触れて答弁していただいておりますが、費用のほうというのは具体的にどのぐらいかかってくるのでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 西川土木建築部長。

○土木建築部長（西川貴則君） まず、基幹公園につきましては、公園等管理活用計画の中で、交流を活性化させる公園を目指すということとしておりまして、今後の各基幹公園の在り方を議論する中で、整備に必要な費用を算出していくことになると考えております。また、地区公園につきましては、最低限必要な公園設備としまして、東屋、それからトイレ、それからブランコや滑り台等の遊具を設置するというのを考えますと、約1,700万円程度の費用が必要となります。このため、地区公園の見直しにおきましては、可能な限り既設の公園施設を活用し、新たに投資する費用の抑制を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 宮下議員。

○1番（宮下成美君） そこまで出てきた議論の中で、地区公園の再編整備も進めるということですが、再編整備、統廃合を進めると、地区公園の維持管理費というのはどの程度圧縮できてくるのでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 西川土木建築部長。

○土木建築部長（西川貴則君） 都市整備課所管の地区公園につきましては、年間約650万円の維持管理費用を支出している状況にあります。公園の再編計画が進むことで、概算ではございますが、約300万円程度の削減を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 宮下議員。

○1番（宮下成美君） 地区公園の再編で約300万円ほどの費用の圧縮が見込めるとのことでした。費用を圧縮して、新しく整備し直すための財源に回したり、環境を向上させていただきたいと思っております。ここまでの優先順位や費用の圧縮規模が分かって

きました。基幹公園の整備が地区公園より後になってくるということですが、ということは、ますます子供たちや市民の方々にとって、健やかに過ごせる地区公園の整備が優先的、そして求められてくると思われます。

そこで、前回の全員協議会の資料では、既存の公園や市民プラザを活用すると書いてありました。必要に応じて既存施設に遊具などを整備し直すと理解してよろしいのでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 西川土木建築部長。

○土木建築部長（西川貴則君） 地区公園の再編計画を進める中で、交流プラザに公園機能を集約する場合には、地元の方との協議や交流プラザ所管課との整備を踏まえまして、遊具等の設置を検討することになると考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 宮下議員。

○1番（宮下成美君） 私も既存の施設や、まだ活用できる遊具、まだ利用できる遊具を活用していくという方向には理解を示すところでございます。的確にニーズを捉えて整備のほどよろしくお願いします。

続いて、3点目の若者や子育て世代のニーズを取り入れた整備についてですが、限られた財源の中で計画に基づき、幅広い意見を伺いながら進めていくとあります。そのとおりでありまして、先ほどからもずっと出てきますニーズ、このニーズの把握は欠かせないところだと思っています。

そこで、スケジュール的に自治会連合会の説明が終わった頃だと伺えるのですが、そちらのほうで反応や意見はありましたか。

○議長（吉野伸康君） 西川土木建築部長。

○土木建築部長（西川貴則君） 自治会連合会の説明につきましては、先月までに説明を終えておりまして、内容としましては今後、地区公園の再編に関する協議を進めていくことということで、報告をさせていただいたところでございます。報告の結果、いずれの自治会連合会からも、特段の意見等はございませんでした。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 宮下議員。

○1番（宮下成美君） 特に意見はなかったとのことでしたが、意見聴取として、まず、公園整備を進めていくところの単位自治体へのこれから意見聴取となっていくと思うんですけども、管理機構、公園を管理していただくための団体として、管理機構としての意見聴取は理解できるんですけども、自治会の加入の実態として、なかなか若年層の自治会への加入や、若い若年層の活動が活発であるとはちょっと言えない現状が実際あると思っています。それで果たして単位自治会への聴取だけで、公園利用者の意見は聞けるのか少し疑問が残るところであります。

そこで、PTAやこども園、保護者会への意見聴取も有効だと思うんですが、その辺のことはどうでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 西川土木建築部長。

○土木建築部長（西川貴則君） まず、自治会は年齢等に関係なく、誰もが加入でき

る団体で、各地区の中で最も幅広い世代からの意見が聴取できる団体であるというふうに認識しております。そしてまた地区公園は、地域の皆様にとって重要な存在であり、将来の管理において、地域の方々が中心的な役割を果たすことも望まれます。そのため、まちづくり協議会や自治会など、地域の代表的な組織と協力し、高齢者や小さな子供を抱える家庭など、様々な立場の方々の意見を広く聴取したいと考えております。これらのことから、まずは自治会との調整を進めてまいりたいと考えているものでございます。以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 宮下議員。

○1番（宮下成美君） 単位自治会からということですが、本当にそれで広いニーズが拾えているかどうかを検証しながら、今後、必要に応じてPTAやこども園保護者会のほうにも意見をぜひ聞いていただきたいと思っております。

基幹公園にしる、地区公園にしても、議論の中に幅広い年代の声を取り入れてしっかりとニーズを汲んで、市民の方々とともに公園をつくり上げていけるような形で進めていただきたいと思っております。

そして3点目のお答えの冒頭に、市長答弁のお答えの冒頭に、若者や子育て世代のニーズに寄り添う必要がある認識があるとありますが、実際、週末にはその島に住むその世代が呉ポートピアパークや海田総合公園、東広島方面へ週末に出かけてしまっている現状があります。そのことについてどのように認識していらっしゃいますでしょうか。今の状況では人のつながり、縁づくりの観点から考えても、あまりいい状態とは思えないのですが、どうでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 西川土木建築部長。

○土木建築部長（西川貴則君） 他の市町の公園などに設置されている大型遊具に人が集まっていることは、認識しておりますが、本市としましては、限られた財源の中で公園機能を維持するため、地域の身近な公園を統廃合することにより、維持管理費の抑制を行うことを優先して進めてまいります。人のつながりや縁づくりの視点を持った取組につきましては、今年度から本格的な議論を再開することとしております、公園等管理活用計画の中で、既存公園の機能等を踏まえながら、新たな魅力の形成に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 宮下議員。

○1番（宮下成美君） 他の自治体では3世代が過ごせるような整備とか、道の駅を併設した観光のハブとなるような整備、またオリンピックを契機として盛り上がりを見せているストリートスポーツ施設を取り入れた整備など、基幹公園、地区公園に限らず公園整備は、御存じのとおり地域の活性化として、重要な機能の一つと現在なっていますが、現在の江田島市の公園の状況では、なかなかその機能が発揮できていないようにも感じています。

ここまで、公園等管理活用計画を基に質問をさせていただきました。管理という観点から、将来を見据えた再編や費用の圧縮などはとても必要なことだと、私も認識しておりますが、そういう管理といった言葉にウェートを置き過ぎず、現在の子供たちや市民

の方々、観光に来た方々がわくわくして過ごせる公園整備のほうも、両輪でしっかりと進めていただきたいと強くお願いして、市長をはじめ関係部局の職員の方々には、引き続きしっかりと事業を推進していただくようお願いいたしまして、私の2項目についての質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（吉野伸康君） 以上で、1番 宮下議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。3時10分まで休憩いたします。

（休憩 15時00分）

（再開 15時10分）

○議長（吉野伸康君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより10番 酒永議員の一般質問を行います。答弁を補完するため資料持込みの申出が教育委員会からありましたので、これを許可しました。なお、内容を説明するものではありませんので、議場配付は行っておりません。

10番 酒永光志議員。

○10番（酒永光志君） 10番議員、政友会の酒永光志でございます。

傍聴席の皆様には、傍聴にお越しいただき誠にありがとうございます。また、ネット等で御視聴をいただいている市民の皆様、ありがとうございます。本日最後の質問者として、緊張感を持って質問に臨みたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、通告に従い2項目7点の質問を行います。

1項目めの質問は、子供たちの安全対策についてでございます。

本年4月、東京都杉並区の小学校で校庭を走っていた児童が転倒し、地面に打ち込まれていくぎで膝を十数針縫うけがを負ったとの報道がありました。学校はその後、校庭を閉鎖して、教職員全員で目視での点検及び業者に依頼して、金属探知機で調査した結果、これまでに500本を超えるくぎとフックが見つかったとのことでございます。運動会や体育の授業で、目印を固定するために打ち込まれたものが、長い間放置されていたと見られるとのことでございます。

杉並区では、区立の小中学校や幼稚園などの校庭や園庭の緊急点検を実施した結果、1,350本のくぎなどが見つかり、これは既に撤去したとのことでもあります。区の教育委員会では、5月から多くの学校や園で運動会が予定されていることから、その前の再度の点検をするように通知し、子供たちの安全確保に万全を期したいと報道にありました。また、杉並区の事故を受けて、葛飾区でも区内の小中学校の校庭を目視で調べたところ、合わせて350本のくぎなどが見つかり、今後、金属探知機を使ってさらに詳しく調べるとのこと、ほかの自治体でも緊急の点検が進められているとのことでございます。

よそごとではなく、気をつけてはいると思いますが、江田島市や全国どこの自治体でもあり得る事故だと思います。全国に警鐘を鳴らすことになった今回の事故を教訓として、江田島市においても、子供たちの安全対策としての点検強化を早急に図るべきと考えます。

そこで、校庭やこども園の園庭、公園及び児童公園の安全対策について、次の3点を

伺います。

1点目、遊具や施設の安全点検、安全対策はできているでしょうか。

2点目、グラウンドや立木、外灯や外構等の点検は実施していますか。

3点目、トイレ、水飲み場、砂場等の衛生管理はできていますか。

次に、2項目めの質問は、歴史や民俗資料の保護収集についてでございます。

家の建て替えや空き家等の増加により、古きよき時代の歴史資料や民具、農具、漁具等が放置され、挙げ句の果ては廃棄されつつある現状を憂うとともに、大変残念に思うところでございます。

そこで、次の4点について、教育委員会の考えを伺います。

1点目、歴史を後世に伝承する文化財の保護、収集は市の重要な責務であると思いますが、考えを伺います。

2点目、まずは集めて保管、整理、そしてその活用策を図ることと思いますが、現状はどうでしょうか、伺います。

3点目、郷土資料館の建設の考え。また、収集及び展示箇所として、市の遊休施設や学校の空き教室の活用は考えられないでしょうか、伺います。

4点目、郷土資料や文化財に触れ合う場や、機会づくりが重要と思いますが、考えを伺います。

以上、2項目7点の質問でございます。答弁よろしくお願いたします。

○議長（吉野伸康君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 酒永議員から2項目、7点の御質問をいただきました。

1項目めの子供たちの安全対策については、私からこども園の園庭及び児童公園等の安全対策を答弁させていただきます。学校の校庭の安全対策、2項目めの歴史や民俗資料の保護収集については、教育長からお答えをさせていただきます。

まず1項目め、子供たちの安全対策の3点の御質問について、こども園の園庭と児童公園等について、それぞれお答えさせていただきます。

まず、認定こども園の安全対策につきましては、広島県の児童福祉法に基づく児童福祉施設の整備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、各園におきまして安全計画を策定し、これにより実施をしております。この中でも、遊具や園庭、外構、また、屋外トイレや水飲み場など、設備や施設につきましては、保育士がチェックリストを活用して実施しております日常的な点検の中で、毎日、安全確認を行っているところでございます。特に遊具につきましては、毎年度1回、専門業者に委託して安全点検を実施しており、その点検の結果、不具合があれば修繕を行い、安全に使用できるよう対応しております。

また、立木につきましては、害虫による園児への危害及び倒木を防ぐため、毎年度1回、樹木の消毒を行っております。屋外トイレなどの衛生面におきましても、汚れなどの確認があれば、必要に応じ随時清掃を行い、衛生管理に努めております。そのうち、砂場につきましては、除菌した砂を使用したり、異物の混入を防ぐため、使用しないときにはシートで覆うなど、適切な対策を行っております。

乳幼児期というのは、昨日までできなかったことが今日できるようになるなど、目まぐるしく成長する時期であると同時に、予期せぬ事故も起こりやすい時期でもございます。そのため、認定こども園では、日常の安全点検をしっかりと行い、園児の安全に十分配慮しながら、様々な体験活動の場を確保し、心身ともに健やかに成長できる、そのような環境を引き続き整えてまいります。

次に、市立公園、児童公園の安全対策についてでございます。

児童公園などにつきましては、都市公園法施行令に準じて、休養施設や遊具等の巡視を行うとともに、毎年1回、専門業者に委託して、遊具の安全点検を実施しているところでございます。遊具につきましては、一般社団法人日本公園施設業協会が規定する遊具の安全に関する基準に基づき点検を実施しており、その結果、不具合が発見された場合には、速やかに使用停止の措置を行うとともに、修繕等の対応を実施しているところでございます。

また、グラウンドや立木、外灯、外構等につきましては、日常的な公園巡視により、不具合が発見された場合には、修繕等を行っており、公園内のトイレ、水飲み場、砂場等につきましては、清掃を実施しております。しかしながら、衛生管理に関しましては、水飲み場や砂場の除菌や消毒までは行き届いていないのが現状となっております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 岡田教育長。

○教育長（岡田 學君） 酒永議員から2項目7点の御質問をいただきました。順にお答えをさせていただきます。

まず、1項目めの子供たちの安全対策について、お答えをさせていただきます。

1点目の遊具や施設の安全点検、安全対策ができていくかについてでございます。

学校の安全点検、安全対策に関わる計画として、学校安全計画というものがございます。これは、学校保健安全法により、全ての学校で策定すること、そして実施することが義務付けられているものでございます。この学校安全計画には、学校の施設設備の安全点検、児童生徒に関する通学を含めた、学校生活その他の日常生活における安全指導、教職員に関する研修を盛り込むものとされており、このことに基づいて、市内の全小中学校でも学校安全計画を策定し、年間計画に基づき、点検や安全対策を実施しております。

具体的には、学校独自の安全点検シートを活用し、校内の全ての施設、遊具等について、担当者が点検し、管理職に報告をするという体制を取っております。軽微な不具合につきましては、校内で修繕を行い、校内で対応できない場合には、必要に応じて予算措置を行い、修繕を行うこととしております。また、学校の設置者である教育委員会といたしましても、施設維持管理事業として、毎年、遊具や施設の安全点検を専門業者に依頼し、実施しております。

次に、2点目のグラウンドや立木、外灯や外構等の点検は実施しているかについてでございます。グラウンドや立木、外灯や外構等に関しましても、遊具や施設と同様に、学校安全計画に基づき、毎月の点検を行っております。なお、立木の腐食などについては、素人では判断が難しい場合もございますので、業者による高木剪定等の際に、専門

的な立場から点検やアドバイスをしていただき、対応しているところでございます。

最後に3点目、トイレ、水飲み場、砂場等の衛生管理はできているかでございます。

学校の衛生管理に関わる計画として、学校保健計画というものがございます。これも、学校安全計画同様、学校安全法により全ての学校で策定すること、そして実施することが義務付けられているものでございます。この計画に基づき、学校環境の衛生管理を定期的に実施をしております。

学校環境の衛生管理については、2本の柱で実施しております。

一つが、学校環境衛生基準に基づき行われる検査であり、飲料水水質検査などがそれに当たります。もう一つは、日常における環境衛生です。これは教職員による衛生点検などがそれに当たります。この数年はコロナ禍ということもあり、教職員による衛生点検は、以前にも増して丁寧に行っており、トイレや水飲み場などの消毒については、定期的に実施しているところでございます。

砂場に関しましては、学校を取り巻く環境等を踏まえまして、使用時以外は、シートをかぶせるなどの衛生管理を行っております。子供たちの健康を保持増進し、学習効率を高め、心豊かな学校生活を送ることができるようにするためには、安全かつ健康的で快適な学習環境をつくり上げることが大切でございます。そのための学校環境の整備活動は、学校経営においても重要な役割を担っております。今後も安全かつ健康的で快適な学習環境の整備に努めてまいります。

以上でございます。

次に、2項目めの歴史や民俗資料の保護、収集について、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の歴史を後世に伝承する文化財の保護、収集についての市の考えについてでございます。

本市には多くの文化財があり、これらを保護、収集、活用し、後世に伝承することは市の重要な責務であると考えております。これらの文化財を活用することにより、本市が積み重ねてまいりました歴史や文化を見つめ直し、江田島市に対する誇りと郷土愛をさらに深める機会を提供してまいります。

次に、2点目のまずは集めて保管、整理、そしてその活用を図ることの現状についてでございます。

古きよき時代の歴史資料や民具、農具、漁具等の収集については、旧町時代から現在に至るまで、かなりの物を収集しているところでございます。受納した古民具等は展示活用できるように整理し、保管していくことが必要です。また、その際データ化していくことは特に重要でございます。教育委員会では、これらの古民具等の名称や用途などを調査し、活用できるようデータ整理を行っております。

次に、3点目の郷土資料館の建設の考え、また、収集及び展示箇所として、遊休施設や学校の空き教室の活用は考えられないかについてでございます。

郷土資料館の建設につきましては、現在のところ予定はございません。教育委員会では現在、これまで収集してきた物を整理いたしまして、民具、農具、漁具等につきましては、旧沖中学校の空き教室を利用し保管をしております。歴史資料につきましては、

大柿地区歴史資料館、学びの館、能美図書館等に保管しております。また、展示場所につきましても、大柿地区歴史資料館や学びの館を会場として活用を図っております。今後、古民具等について学校に情報提供をし、学校で活用できる場合は貸出し等を考えてまいります。

次に、4点目の郷土資料や文化財に触れ合う場や機会づくりについてでございます。

令和元年度と令和4年度には、大柿地区歴史資料館において、これらを活用した古民具展を開催し、好評を博しました。令和3年度には、大柿地区歴史資料館において、受納した教科書等を活用した教科書展を開催しております。また、平成30年度と令和元年度には、能美市民センターにおいて古写真展を開催し、翌年度には古写真集を発刊しております。失礼しました。このように、郷土資料や古民具等に触れ合う場や機会を提供しているところでございます。

さらに、来年度は市制施行20周年を迎えることから、今年度、文化財基礎調査を実施し、来年度、市民の皆様とともに祝うための記念事業の一環として、江田島市文化財散策マップを製作いたします。文化財保護委員会、観光協会、行政及び教育行政が協力連携し、この事業を進める予定でございます。引き続き、市民の皆様の文化財等についての興味や関心を高めていただくとともに、保存管理を適切に行い、地域の宝でございます文化財等を次世代に継承してまいります。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 酒永議員。

○10番（酒永光志君） 2項目7点にわたって答弁をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、1項目1点目の遊具や施設の安全点検、安全対策について再質問いたします。

東京杉並区の事故を受けて、文部科学省は、5月12日各学校で安全点検が確実にされるよう、全国の教育委員会などに通知したとのことでございます。通知では、校庭などでくぎやガラス片などの危険物がないかや、ブロック塀やフェンスに破損がないかなどについて、点検するよう促しているとのことでございますが、これについての江田島市の対応を伺います。

○議長（吉野伸康君） 山井教育部長。

○教育部長（山井法男君） 杉並区の事故を受けて安全点検の通知があったけれども、本市の対応はどうであるかの御質問です。

杉並区の事故ですけれども、これはくぎがちょっと頭が出てて、子供が転んで太ももを切って十何針縫ったという事故なんですけれども、なぜくぎがあったかといいますと、トラックは石灰で引きますけれども、消えたときにまた分かりやすいように、このくぎの頭にリボンをつけて、これをマーカーと言ってますけれども、これを打ってます。あと運動会のときなんかも、種目によってスタート地点とかに打ったりするんですけども、これがそのまま残ったということでの事故でした。その杉並区の事故の後に、国から県教委を通じて各全国の市町に注意喚起の通知がありました。

ちょうど本市におきましても運動会の時期でして、5月の終わりから6月が運動会を

やっていますけれども、ちょうどそういう時期もありましたので、一斉点検を行いました。その結果、本市でも小中全部で10校ありますけれども、全部含めて100本以上のくぎが見つかりました。くぎというかマーカーですけれども、日頃から点検しているのになかったというところもありました。今後ですけれども、そういったこのくぎじゃなくて、頭がプラスチックでできてるマーカーも最近売られていますので、今後はそういうものも考えたいと思っております。

それからブロック塀やフェンスにつきましても、同様に点検を実施しまして、異常がないことを確認しております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 酒永議員。

○10番（酒永光志君） 文部科学省の通知を受けて、ちょうど時期であったこともあり、目視での点検をやられたということでございます。

今の杉並区の方でも目視と金属探知機を使った結果だったら、やっぱり3倍ぐらいの量が発見されとるんですよ。ですから、今後うちについても、そういうことが大切じゃないかなと思うわけです。

次に、日常生活における安全を確保するためには、安全な生活を送るための基礎力を養うことであると言われております。また、子供たちへの安全教育は、幼児期、小学生、中学生と、子供の発達段階に応じて行われるものとして解釈していますが、江田島市の状況について伺います。

○議長（吉野伸康君） 山井教育部長。

○教育部長（山井法男君） 安全教育はできているかとの御質問です。

文部科学省が定めてます安全教育の目標というのがありまして、読みますと、「安全教育の目標とは、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できるような資質や能力を育成すること。」とされております。この安全教育を大きく分けますと、生活安全、交通安全、災害安全の大きく三つに分かれますけれども、これを学校ごとに安全計画を作成しまして、議員がおっしゃるように、発達段階に応じた安全教育を実施しているところでございます。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 酒永議員。

○10番（酒永光志君） 分かりました。安全教育、安全管理を徹底することによって、事故の減少につながると思いますので、よろしく願いいたします。

次に、2点目のグラウンドや立木、外灯や外構の点検について再質問いたします。

グラウンドの点検について、まずは目視で、次に金属探知機での探査が必要と思われませんが、これについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 山井教育部長。

○教育部長（山井法男君） グラウンドの点検についての御質問です。

マーカーのくぎですけれども、まず安全点検について、学校のほうでどうしているかといいますと、毎月1回安全点検日を学校ごとに決めてまして、安全点検シートという

のがあります。A 4、1枚で、これはグラウンド、体育館、理科室、音楽室とかいって、それぞれチェックシートがあって、これに毎月1回チェックするんですけども、そこにグラウンドの例をいいますと、グラウンドのところのチェックリストでは、くぎやガラスの破片など危険な物はないか。それから、滑りやすいところやくぼみはないか。つまりきやすいものは放置されていないか。こういうのをチェックしまして、チェックしたものは教頭、校長に回って、そこで押印確認がされるというシステムになっております。

金属探知機での調査ということなんですけれども、これは費用がかかることですので、業者に今、問合せはしておるんですけども、なかなかちょっとすぐには出せないなど、ちょっと今のところ、県内ではあまりやった例は聞いてないというようなこともありまして、今のところ見積中というところでございます。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 酒永議員。

○10番（酒永光志君） 分かりました。

金属探知機を使つての探査となると、今、山井教育部長も言われたんですが、予算が必要となってきます。まずは目視での調査を優先し、財政課との折衝もあると思えますけれども、子供たちの安全のため、計画的に実施していけるよう取組をお願いいたします。

また、外構のフェンス、立木や外灯のポールの腐食の調査についても併せて、再点検を願うものでございますが、これについてはいかがお考えでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 山井教育部長。

○教育部長（山井法男君） 学校のほうでは、先ほど言いました安全点検シートを使いまして、毎月1回点検をしているところです。ただ教員は専門家ではありませんので、どういたしますか、年に1回ぐらいそういった業者を入れての点検も、今後は必要なのかなというふうに考えております。

○議長（吉野伸康君） 酒永議員。

○10番（酒永光志君） まずは、子供たちの安全最優先ということですね。よろしくお願いをいたします。

次に、3点目のトイレ、水飲み場、砂場等の衛生管理について再質問いたします。

トイレ、水飲み場の衛生点検、管理を行っているとのことですが、砂場の管理はどうでしょうか。答弁では、使用時以外は、シートをかぶせるなどの対策を行っているとありましたが、気温が上がる夏場の対策はそれでいいのでしょうか。気温が上がれば細菌も増殖しますし、表面を覆うとなればなおさらだと思います。砂場の砂の交換頻度、消毒の頻度を併せて伺います。

○議長（吉野伸康君） 山井教育部長。

○教育部長（山井法男君） 砂場の砂の入替えについての御質問です。

砂は使つてると徐々に減りますので、補充する砂は除菌した砂を入れてあります。それから、先ほど言いました安全点検シートで砂場のチェック項目もありまして、そこでは、犬猫のフンもチェック項目には入ってるんですけども、入替えまではできていません。

ただ砂場を消毒するような消毒液なども市販されているようですので、今後そうしたことも考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 認定こども園で砂場の状況でございます。

交換頻度とまた、消毒の頻度ということでございますが、認定こども園では、全部の交換というのはやっぱりしておりません。しかしながら砂場というのは使えば使うほど砂が流れ出ていったりして、少なくなっていくます。ですので年に1回ほど砂の補充をいたします。それはもちろん除菌された物を使用させていただいております。また、消毒につきましては、月に1回砂の掘り起こしとあって、表面上の砂と下の砂をちょっと入れ替えるようなことをします。これをするによりまして、全体的に日光消毒というのも行います。その際には、消毒液の散布も行っておるところでございます。

先ほど議員さんからの質問の中に、シートということで、夏場の暑くなってという話ですけども、砂場で行うシートというのは砂場シートという、それがあまして、通気性の高いものがございます。それによって通気性を確保しながらも殺菌消毒するということをしております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 酒永議員。

○10番（酒永光志君） 簡単にちょっとスルーしてしまったんですが、福祉保健部長に、認定こども園での安全教育の面について、回答をお願いしたいと思うんですけど。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 学校と違って幼少期の安全教育ということで、認定こども園の園児に対する安全教育についてでございます。

各認定こども園におきましても、学校と同じです。安全計画というのを策定しなくてはならないので、安全計画を策定いたしまして、行事ごとですね。交通安全教室やそれ水遊びとか、避難訓練、このような行事のときに絵本を使いながら、子供たちにそういった安全を教えるというような教育をしております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 酒永議員。

○10番（酒永光志君） 1項目めの最後の質問になると思うんですが、公園内のトイレ、水飲み場、砂場等については、掃除は実施しているが、衛生管理に関しては、水飲み場、砂場の除菌や消毒までは行き届いていないとの答弁でございました。

私は、これはいけませんと思えます。やっぱり行き届いていないというのは、実施していないということだろうと思えます。これでは安心して公園に子供を連れて行けないと思えます。早急な対処を望みますが、考えを伺います。

○議長（吉野伸康君） 西川土木建築部長。

○土木建築部長（西川貴則君） 今後の公園の衛生管理におきましては、利用者の皆様に安心して御利用いただけるよう、砂場につきましては、動物のふんや異物が混入している場合には、砂の部分的な入替えや補充等により、衛生面に配慮してまいります。ま

た水飲み場につきましては、必要に応じた手入れを行い、清潔な状態が保てるよう努めてまいります。

これらの早急な対応に加えまして、今後ということになりますが、いきいき公園づくり制度の活用を含め、地域の方とも連携しながら、公園の巡回や清掃による衛生管理を進めるなど、市民の皆様が安心して公園を利用していただける環境を提供できるよう、努めてまいります。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 酒永議員。

○10番（酒永光志君） ありがとうございます。

早急な取組をお願いしまして、以上で1項目めの再質問を終わります。

次に2項目、歴史や民俗資料の保護、収集について再質問いたします。

1点目については、歴史を後世に伝承する文化財の保護、収集については、市の重要な責務であるとの答弁でございました。これについての再質問はございません。

2点目の、まずは集めて保管、整理、そしてその活用策を図ることの現状について、再質問いたします。

市民から歴史資料や民具、農具、漁具等の寄附等の相談があった場合の市の対応について伺います。

○議長（吉野伸康君） 山井教育部長。

○教育部長（山井法男君） 市民から寄附の相談があった場合の対応はどうかとの御質問です。

これはまずは、生涯学習課の職員が現地に確認に行くようにしています。例えば親が亡くなったんで家を片付けていたら長持があるんだけど、寄附しようと思うけどどうかとか、長持というと、古い家具で、見た目は黒い四角いだけの箱で、蓋がある物なんですけれども、これは服や布団を入れる昔の家具なんですけれども、こういう質問、相談が年に何回かはあります。現地へ職員が確認して行きまして、市のほうで所蔵してない物とか、よほど珍しい物があれば、寄附を受けるという形を取っております。

○議長（吉野伸康君） 酒永議員。

○10番（酒永光志君） 分かりました。

これ私、何回か経験したことなんですけれども、職員が電話を入れると、教委から職員が見に来てくれます。ただそのときに、「これはもうあるから」、「これはもうありますから」という、そういう発言。それと、「もう保管に苦慮するんですよ」という発言。私はこういう発言は絶対言ってはならないことだろうと思います。何のための保護、収集ですか。やはり、そういうような対応は、今後の収集活動にも影響して、市民からも話もこないようなになると思います。これは市に言っても、もうあるから要らないとかいうような返事があったりとしたら、もう次につながりませんよ。まずは市民から話があったら、まずは受けることが最優先だと私は思いますが、どうでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 山井教育部長。

○教育部長（山井法男君） 古民具とかの寄附のときの対応のお話です。

古民具や昔の農具については、様々な年代に応じて様々な種類の物がございます。現

在、それらを全て持っているわけではありませんので、幅広く収集していきたいとは考えております。

○議長（吉野伸康君） 酒永議員。

○10番（酒永光志君） よろしくお願ひしますとしか言えないんですが、やっぱりまずは受けて、それを保管して上手に活用していくことだろうと思います。

次に、3点目の郷土資料館の建設の考え、収集及び展示箇所として、遊休施設や学校の空き教室の活用について再質問いたします。

収集及び展示箇所として、学校の空き教室の活用についての答弁が少し薄かったように思います。郷土資料館の建設予定はないとのことでしたが、学校の空き教室を活用して、民具、農具、漁具等を展示できれば、子供たちの郷土史の勉強、ひいては郷土愛の醸成にもつながると思います、伺います。

○議長（吉野伸康君） 山井教育部長。

○教育部長（山井法男君） 空き教室を活用して、そうした物を展示してはどうかとの御質問です。

まず申し上げたいのは、空き教室の使い方も含めまして、学校施設や設備の使い方については校長の権限になっております。その上での話なんですけれども、我々は空き教室があるじゃないかと思うわけなんですけれども、複式学級が増えてきてます。そうすると一クラス空いてるじゃないかと思えるんですけれども、実際は国語や算数は一緒にするんですけれども複式学級でも、社会や理科になると分かれて行います。そうしたときには、複式学級のもともとの教室を使って、二つに分けてやったりします。

それから中学校でも、1学年2クラスのところが、1学年1クラスしかないという学年も出てきております。そうしたところも空き教室があるじゃないかと、こういうふう思うんですけれども、学校のほうでは習熟度学習といひまして、例えば数学でよくできる子と、普通の子と分けてやるとかということ、また分けて、数学を二つの教室でやったりということもあります。

そういったことも踏まえた上で、さらに一方で、旧沖中の校舎で保管をしております。倉庫代わりに使っております。普通教室3部屋分を使って、今、保管してます。点数にして100点以上あります。せっかく集めてますから、この活用ということも課題になっております。

それを受けて、先ほどの教育長答弁にもありました古民具展というのを、令和元年とそれから令和4年に実施しております。学校のほうでということなんですけれども、ただこうした100点以上ありますよという情報を、学校のほうに今まで提供してきたことはなかったものですから、そうしたことを写真つきのデータ化されておりますので、それを学校のほうに提供して、学校のほうで学習とかに使える物は、使ってみませんかということをお伝えしたいと思います。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 酒永議員。

○10番（酒永光志君） 理由はいろいろあると思いますし、いろいろ考えられると思うんですけれども、これこれで難しいんですよじゃなくて、どうにかして、それを

活用できないかという考え方にならないでしょうか。何か話があったときに、いやこれ、これで駄目です。それを駄目というんじゃなくて、どうしたらそのようになるか、どうしたら、例えば市民から言われることに応えることができるかなという考えに立っていただかないと、やっぱりこういうものは前に進まないと思います。

小学校の総合学習で米作りを体験する機会がありました。私も米作りを何年か続けてやりましたので、そのときにゲストティーチャー的なもので、子供たちと一緒に田植え等を経験をさせていただきました。今は、米作りはほとんど機械化されてるんですね。米作りの歴史を学ぶためには、やっぱりそういうような唐箕であるとか、千歯扱きであるとか、鋤であるとかというのを、そこら辺りをやっぱり活用することによって、我々の例えば先祖が今までつながってきた米作りというのが、経験できると思うんですよ。

もう一つうちは、古くからカキの産地として全国を一、二を争っております。ですが、その歴史というのは、あまり触れられていません。先ほど山井教育部長がこうやって見せてくれた副読本がありました。あれは本当にいい本です。あの中にはそういう歴史が書かれてあります。小学校3年から、全児童に配って活用されておるといことなんで、できましたら議員のほうにも、それらを配っていただいたら、我々も勉強になりますし使えると思いますので、是非よろしくお願いいたします。これは要望です。

カキのあれになりますけども、もうカキ打ち1本、いかだのフロート一つとっても、その時代、時代の変遷があるんですよ。今ごみ対策でカキのフロート、発泡スチロールが流れてということがありましたけれども、このフロートの一時代前は、コンクリートでつくったんです。コンクリートでドラム缶をつくって、その上に竹を乗せていかだを組んだんです。それがいつの間にかそのコンクリート製よりか、便利で安価で軽いというところの、今の発泡スチロール製になってきたんですよ。子供たちはそういうこと一つも知りません。大人でも、知っていない方がおられるんじゃないかと思えます。

我々小さい頃は沖に浮かべとって、その上に上がってくるくると回って滑って、尻にけがをしたり、そういうことを経験しましたけど、やっぱりそういう物を一つ取っても、もしあれば、展示物に加えることができれば、やっぱりその歴史を体感する場にできると思うんですよ。そこら辺りの考えはどうでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 山井教育部長。

○教育部長（山井法男君） カキの話も出ると思って、これを持ってきたわけなんですけども、これが小学校3年の社会のときに副読本として使う地域学習に使う本なんですよ。これ四訂版になってます。5年ごとに新しくしてまして、これは去年新しくした物です。ここにカキの養殖を始めた人たちとか、菊づくりを始めた人たち、ミカンづくりを始めた人たちというのがありまして、皆さんカキが何年から始まったか御存じですか。カキの養殖は、昭和3年に広島市観音の人が高田に来て始めた。じゃあ島の人がいつ始めたのと、その10年後、昭和13年に高田の方が養殖を始めた。このときは浜辺を利用する方法で、これを読みますと戦前は、いかだは駄目だったらしいんですね。多分、海軍の関係だと思えます。海を勝手に使わさんということだと思うんですけど、邪魔になるということだと思うんですけども、戦後、今のいかだ方式が始まった。

ここに写真があるんですけども、カキ式の写真が。確かに酒永議員がおっしゃるように、これは今の写真なんで残念だなと思ひまして、写真が入手できれば、その昔のこのカキを始めた頃とか、あるいはコンクリート製のフロートの写真とかが入手できれば、次回、改訂の際には、ここに載せていきたいと思ひます。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 酒永議員。

○10番（酒永光志君） 小学校6校、中学校4校あります。先ほど空き教室はほとんどないと思われるような発言が、回答があったわけでございますが、やはり上手に使用すれば、空き教室は私はあると思ひますし、あります。それらを活用すれば、民具や郷土資料は幾らあっても私は足りないと思ひますよね。

例えば唐箕にしても、これが5個、10個あったとしても、それぞれ、例えばオブジェ的な使い方でもいいんじゃないかと思ひますよ。ぱっとその唐箕をフロアに置いて、そこに例えば説明資料をつけて置いておく。それだけでも私は十分な展示ということになるんじゃないかと思ひます。空き教室やら、そういうところを活用すれば、予算もかかりませんし、市民からの寄附の申出があった場合にも、快く引受けができると思ひます。ぜひ考えてみてください。

次に、4点目の郷土資料や文化財に触れ合う場や機会づくりについて再質問します。

これも最後の質問になると思ひますが、単発的なイベントとして、古民具展や写真展を開催していることは知っております。我が子や我が孫を郷土の民具等に触れ合わせたいと思つたとき、はてどこに連れて行こうかということに、ちょっとその場に困ります。常設的なものを充実、強化できないかということでございます。これについて伺います。

○議長（吉野伸康君） 山井教育部長。

○教育部長（山井法男君） 古民具などについて、常設的なところで充実できないかとの御質問です。

常設的なところの施設といいますと、教育委員会の関係では、学びの館と大柿資料館ということになるわけなんですけれども、ここで先ほど言いました古民具展を過去にやりましたのも、大柿歴史資料館の中を常設展示を一旦どけまして、そのときだけの展示会をしたんですけれども、常設なところで充実、強化できないかとの御質問ですから、そうしたところも今の二つの建物の中で、工夫をしてできないかということは考えてみたいと思ひます。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 酒永議員。

○10番（酒永光志君） 大変多岐にわたつた質問に対する答弁ありがとうございました。最後に答弁のまとめとして、岡田教育長さんのお考えをお伺いしたいと思ひますが、どうでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 岡田教育長。

○教育長（岡田 學君） 私の認識につきまして再度御質問をいただきました。ありがとうございます。

まず、子供たちの安全対策についてございますけれども、私も長く校長をやっております。

して、何を一番大事にしたかといいますと、やはり子供の安全です。そういった意味におきまして、未来を切り開いていく子供たちの健康を保持増進し、学習効率を高め、心豊かな学校生活を送ることができるようにするためには、やはり安全安心、快適な学習環境をつくっていく。これが最重要だというふうに考えております。今後もこの安全で快適な学習環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

もう一点の歴史や民俗資料の保護、収集についてでございます。

先ほど申しましたように、市にあるたくさんの文化財や郷土資料を保護、収集、活用し、後世に伝承していくことは市の重要な責務であると考えております。私も議員とともに、先ほどの米作り等も活動させていただきまされたけども、そのことも踏まえて、より前向きにこれらの文化財の保存や保護、管理あるいは活用について、今後とも取り組んでまいりたいというふうに考えております。ありがとうございました。

○議長（吉野伸康君） 酒永議員。

○10番（酒永光志君） ありがとうございました。

江田島市市民憲章の五つのうち、みんなが安全で安心して暮らせる町をつくりましようというのがあります。そして、郷土を愛し文化の香り高い心豊かな町をつくりましよう。今回、質問させていただいたものは、この憲章の二つのうちの頑張っていくましよう、頑張ってくださいということでございます。この憲章を掲げているわけですから、これに恥じないような取組が必要と思います。子供たちの安全対策、歴史や民俗資料の保護対策について、引き続いての施策推進と更なる取組をお願いいたしまして、以上で私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（吉野伸康君） 以上で、10番 酒永議員の一般質問を終わります。

散 会

○議長（吉野伸康君） お諮りします。

本日の会議は、これで散会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

したがって、本日は、これにて散会することに決定いたしました。

なお、2日目は、明日午前10時に再開しますので、御参集をお願いします。

本日は、御苦労さまでした。

（散会 16時04分）